

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【事業年度】	第42期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社フジタコーポレーション
【英訳名】	FUJITA CORPORATION Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 大輔
【本店の所在の場所】	北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号
【電話番号】	(0144)34-1111
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 清作
【最寄りの連絡場所】	北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号
【電話番号】	(0144)34-1111
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 清作
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	5,149,183	4,732,774	4,537,283	4,276,860	4,628,193
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	55,368	84,517	22,111	93,658	17,347
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	43,362	194,259	13,044	142,592	103,873
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	505,002	555,002	555,002	616,797	659,237
発行済株式総数					
普通株式 (株)	1,446,400	1,446,400	1,446,400	1,633,500	1,758,500
A種優先株式 (株)	-	100,000	100,000	100,000	100,000
純資産額 (千円)	150,302	62,404	57,645	37,470	18,803
総資産額 (千円)	4,018,371	3,668,735	3,467,650	3,285,120	3,131,147
1株当たり純資産額 (円)	103.92	27.38	32.05	41.95	51.23
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	-	-	-	-	-
A種優先株式 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)					
(普通株式) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(A種優先株式) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	42.92	135.70	7.64	97.02	64.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	3.7	1.7	1.7	1.1	0.6
自己資本利益率 (%)	93.1	-	21.7	-	-
株価収益率 (倍)	49.93	-	218.18	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	263,377	159,352	147,527	36,460	231,272
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	180,950	132,323	3,793	126,892	58,550
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	226,962	190,289	197,746	45,720	97,469
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	630,747	467,486	421,060	284,907	360,160
従業員数 (人)	116	112	112	108	108
(外、平均臨時雇用者数)	(555)	(556)	(507)	(508)	(497)
株主総利回り (%)	461.9	196.3	359.1	191.4	83.8
(比較指標：JASDAQインデックス) (%)	(98.9)	(119.9)	(159.0)	(137.6)	(119.9)
最高株価 (円)	2,143	2,643	4,640	2,100	1,605
最低株価 (円)	359	686	764	603	300

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第40期までは潜在株式が存在しないため、第41期及び第42期については1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4. 第39期、第41期及び第42期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、総労働時間を1日7.5時間(当社就業規則による実働時間)換算で算出した年間の平均人員を( )外数で記載しております。
6. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所( J A S D A Qスタンダード)におけるものであります。

## 2【沿革】

年月	事項
1978年3月	北海道苫小牧市に(有)ファミリーフーズを設立 (株)ダスキンと「ミスタードーナツチェーン契約」を締結
1986年10月	(株)モスフードサービスと「モスパーガチェーンフランチャイズ契約書」を締結
1990年2月	(有)ファミリーフーズを株式会社に組織変更
1996年4月	(株)ファミリーフーズを(株)フジタコーポレーションに商号変更
1997年6月	(株)フジックス株式を追加取得し子会社化(出資比率72%)
2002年2月	(株)フジックス株式を追加取得し100%子会社化
11月	(株)はなまると「まんまるはなまるとんどんフランチャイズチェーン加盟契約書」を締結
2004年6月	(株)ランシステムと「スペースクリエイティブ自遊空間フランチャイズ契約書」を締結 (株)タスコシステム(現(株)ジー・テイスト)と「暖中フランチャイズチェーン地区本部認定契約書」を締結
2005年4月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
2006年3月	(株)セリアと「セリア販売代理店基本契約書」を締結
11月	(株)みずほ銀行と「宝くじ発売等の事務の再受託に関する基本約定書」を締結
2009年4月	(株)ベビーフェイスと「フランチャイズ契約書」を締結
4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q に上場
7月	(株)ペッパーフードサービスと「ペッパーランチ加盟基本契約書」を締結
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) に上場
2016年3月	(株)アスラポート・ダイニング(現(株) F L Aホールディングス)と「業務資本提携契約書」を締結
10月	(株)レインズインターナショナルと「しゃぶしゃぶ温野菜・かまどかフランチャイズチェーン加盟契約書」を締結
11月	(株)プライム・リンク(現(株)アスラポート)と「牛角フランチャイズチェーン加盟契約書」を締結
2017年3月	(株)advance growingと「らーめんおっぺしゃんフランチャイズチェーンエリアフランチャイズ本部認定契約書」を締結
2018年9月	フランチャイザーとしてアール&ディー(株)と「かつてんフランチャイズ加盟契約書」を締結
11月	(株)アイビスと「牛角フランチャイズチェーン加盟契約書」を締結
2019年4月	北海道苫小牧市若草町に本社を移転
6月	(株)アルテゴと「瑪蜜黨北海道・東北エリア本部契約書」を締結
7月	エリアフランチャイザーとして小松由氏と「瑪蜜黨ブランディングパートナー契約書」を締結

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び非連結子会社1社により構成されております。

当社グループの事業内容は以下のとおりであります。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(2020年3月31日現在)

セグメントの名称	店舗数	
飲食部門	フランチャイジー事業	52
	オリジナルブランド事業	13
	飲食部門計	65
物販部門	フランチャイジー事業	6
	物販部門計	6
合計	71	

(注) 非連結子会社の株式会社フジックスは、「らーめんおっぺしゃん」(1店舗)の経営及び不動産の賃貸をしております。

当社は飲食部門・物販部門共に複数のフランチャイズ本部と加盟契約を締結し、効率的に出店を推進することで事業展開を行ってまいりました。

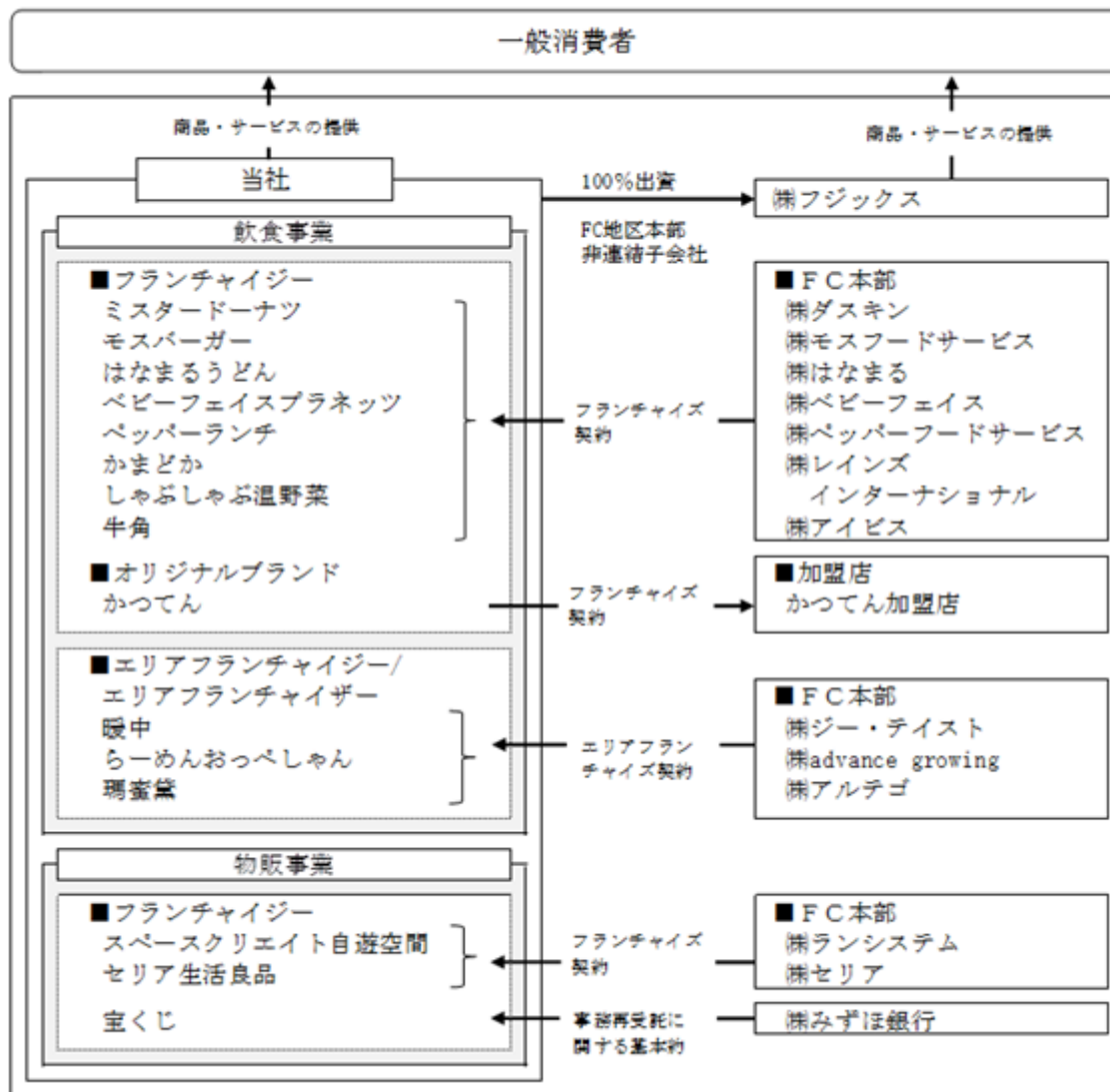
しかし、フランチャイズ契約に伴って独自の発想・運営方法を持ち込むことが制限されるため、フランチャイジー事業の店舗運営で培ったノウハウを活かし、社訓であります「創意」・「熱意」・「誠意」を発揮する場としてオリジナルブランド事業を開発・出店してまいりました。

フランチャイジー事業における経験とノウハウの蓄積をオリジナルブランド事業の開発に活かし、今後は店舗運営だけではなく、当社のオリジナルブランドであります「かつてん」のフランチャイザービジネスモデルを確立し、フランチャイザーとしての事業展開を併せて行ってまいります。

消費者のニーズがめまぐるしく変化し、多様化が進む中で、当社は「多業種・多業態」展開をしてまいりました。これは出店場所の選択肢が広がるとともに、出店業態の選定及び複数業態を組み合わせることで出店することが可能となります。日々お客様と直接接するなかで顧客ニーズの変化を的確に把握し、多様化が予測されるライフスタイルの変化に対応し、多様なサービスやノウハウを融合させた店舗運営を行ってまいりたいと考えております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
108（497）	38.3	8.9	3,480,445

セグメントの名称	従業員数（人）
飲食部門	75（451）
物販部門	7（43）
報告セグメント計	82（494）
全社（共通）	26（3）
合計	108（497）

（注）1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、総労働時間を1日7.5時間（当社就業規則による実働時間）換算で算出した年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

一般顧客に直接対応する事業を営む当社にとって、地域の皆様に愛され、お役に立てることが事業の大前提であると考えております。従って、「地域の皆様からの支持を受け、信頼される企業でありたい」という強い信念をもって、これを経営方針としております。

飲食店並びに物販店を通じて当社が販売するものは単に食事や商品だけではなく、お客様の生活を様々に彩る「心の豊かさ」の販売を目指しております。当社の社訓でもあります「創意」・「熱意」・「誠意」をもって取組んでまいります。

#### (2) 経営戦略等

当社は創業より、フランチャイジーとしてミスタードーナツをはじめとするブランドに加盟し、運営ノウハウの提供を受けて多店舗展開してまいりましたが、2016年3月に株式会社アスラポート・ダイニング（現 株式会社JFLAホールディングス）と「業務資本提携契約」を締結し、当社のオリジナルブランドであります「かつてん」のフランチャイザーとしての全国展開に向けた加盟店の募集及び出店や、2017年3月に株式会社advance growingと「らーめんおっぺしゃんフランチャイズチェーン エリアフランチャイズ本部認定契約」、2019年6月に株式会社アルテゴと「瑪蜜黨北海道・東北エリア本部契約書」を締結し、当社が主に店舗を展開している北海道・東北地区のエリアフランチャイザーとしての権利を取得し、フランチャイザーとしての事業運営に力を入れ、店舗運営とフランチャイザー事業運営の2つが当社の事業の柱となるよう、フランチャイザー事業の拡大に努めてまいります。

#### (3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が目標とする経営指標として、経常利益率の安定的な成長を重視しております。常にコスト削減及び収益改善意識を持ち、経常利益率の向上に努めてまいります。中期的な目標として経常利益率3.3%を目標としております。

#### (4) 経営環境

当社を取り巻く環境は、原材料や人件費をはじめとする販売管理費の高騰や同業他社との競争、2020年2月より新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、引き続き厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような経営環境であっても、既存店舗の業績回復と新規事業に挑戦し続けてまいります。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の喫緊の課題であります、安定的な収益確保ができる体制にすべく、組織編成、展開業態の絞り込み等を行い、より効率的な店舗運営に努めてまいりましたが、原材料及び人件費をはじめとする販売管理費等の高騰や同業他社との競争により、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、店舗の営業自粛や営業時間短縮を余儀なくされ、今後の予測が困難な状況にあります。

このような状況のなか、当社は飲食部門・物販部門共に店舗運営コストの見直し及び削減や、収益性・立地その他の条件を考慮し、慎重に判断したうえで店舗展開を進めるとともに、当社のオリジナルブランドの「かつてん」をはじめとするフランチャイザーとしての事業運営に力を入れ、店舗運営と事業運営の2つの柱となるように努めてまいります。

当社は以下の事項を課題として認識し、取り組んでまいります。

##### 次期を担う人材の育成

当社の各店舗において、お客様に満足していただける商品やサービスを提供できる優秀な人材を確保し、時間をかけて教育・育成していくことは、当社が新規事業の展開や新規出店をするにあたり、最も重要な課題であると認識しております。今後はスキルアップ研修を充実させ、自己啓発を支援する機会を増やすとともに、次期の管理職位を育成してまいります。

##### フランチャイザーとしての事業体制の確立と収益化

当社のオリジナルブランドであります「かつてん」及びエリア本部の権利を取得した「らーめんおっぺしゃん」及び「瑪蜜黨」のフランチャイザーとして加盟開発を行い、多くの加盟者（企業）を募って店舗出店を推進し、当該事業を早期に収益事業とし、当社の新たな事業の柱として発展させてまいります。

#### 既存店舗の収益力回復

当事業年度末現在、15業態71店舗を展開しておりますが、当事業年度において営業損失7,370千円を計上し、既存店舗の収益回復が当社の経営環境の改善には不可欠であります。店舗運営の基本事項であります商品、サービス、店舗内外の清潔さ等の質の向上に努め、売上増とコスト削減を両立し、営業利益を獲得してまいります。

#### 新規出店及び既存店舗の業態転換

直近5事業年度において、不採算店舗の閉店及び不採算事業からの撤退を中心に行ってまいりましたが、より慎重な判断のもと、収益性が見込まれる新規業態の出店や、高収益が見込まれる業態への転換、店舗の改装を行い、スクラップからビルドヘシフトしてまいりました。今後も綿密な計画に基づいて、収益を重視した店舗の活性化を推進してまいります。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の重要な影響を与える可能性があるものと認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) フランチャイズ契約について

2020年3月末日現在、当社の売上高の85.3%を占めるフランチャイジー事業において、当社は、(株)ダスキン、(株)ベビーフェイス及び(株)ランシステム等と締結したフランチャイズ契約に基づいて、「ミスタードーナツ」(当事業年度売上高全体の32.0%)、「ベビーフェイスプラネット」(同12.1%)、「牛角」(同8.3%)等の店舗をフランチャイジーとして展開しております。当該契約においては、類似の事業を展開してはならないこと、ノウハウの漏洩禁止やチェーン組織の名声を傷つけないこと等の加盟店の義務が定められており、当社がこれらに違反した場合には、当該契約を解除されるだけでなく、損害賠償や営業の停止を求められる可能性があります。また、それらに付随して、飲食・小売業界における信用の低下のみならず社会的信用の低下を招くこと等により、新たなフランチャイズ契約が困難になること、違反をしていないフランチャイズ契約においても新規出店の許可を受けるために通常より長い時間を要するようになることや既存店の来店客数が減少すること等、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

また、フランチャイジー事業においては、フランチャイザーの経営方針、商品施策や経営状況等により、来店客数の減少や顧客単価の低下等を招き、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。



(2) 事業展開について

出店政策について

2020年3月末現在、当社が展開しております店舗数の合計は71店舗であります。その内訳は、飲食部門はフランチャイジー事業52店舗、オリジナルブランド事業13店舗の計65店舗、物販部門のフランチャイジー事業6店舗であります。また、出店場所はショッピングセンターを含む複合施設内の出店が全店舗数の半数以上を占めております。

当社の出店地域は、関東以北となっており、2020年3月末時点の都道府県別店舗数は、北海道44店舗、東北地方（青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県）24店舗、関東地方（栃木県、埼玉県、千葉県）3店舗であります。これまで当社はフランチャイジー事業を中心とした出店を行う一方、フランチャイジー事業運営で得たノウハウをオリジナルブランド事業の発展に活かし、オリジナルブランド事業の店舗を出店してまいりました。今後は、出店する事業及び地域を慎重に選定し、店舗展開を行う方針であります。出店条件に合致する物件が確保できず計画通りに出店できない場合や、出店場所の周辺環境の変化により、出店後の販売状況が芳しくない場合等において、当社の事業計画や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(単位：千円)

	第38期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	第39期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	第40期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	第41期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	第42期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	
売上高	5,149,183	4,732,774	4,537,283	4,276,860	4,628,193	
飲食部門	4,176,800	3,847,659	3,749,400	3,663,617	4,103,093	
物販部門	972,383	885,114	787,882	613,242	525,100	
営業利益又は営業損失( )	94,440	33,572	10,634	77,065	7,370	
経常利益又は経常損失( )	55,368	84,517	22,111	93,658	17,347	
特別損失のうち退店等に伴う損失	37,487	67,044	20,805	22,802	36,834	
当期純利益又は当期純損失( )	43,362	194,259	13,044	142,592	103,873	
飲食部門	期末店舗数(店)	66	64	61	66	65
フランチャイジー事業	期末店舗数(店)	50	49	47	54	52
オリジナルブランド事業	期末店舗数(店)	16	15	14	12	13
物販部門	期末店舗数(店)	12	11	8	7	6
フランチャイジー事業	期末店舗数(店)	11	10	8	7	6
オリジナルブランド事業	期末店舗数(店)	1	1	-	-	-
合計	出店数(店)	-	6	4	9	7
	閉店数(店)	6	9	10	5	9
	期末店舗数(店)	78	75	69	73	71

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 退店等に伴う損失は、固定資産除却損、固定資産売却損及び店舗閉鎖に伴う費用の合計額であります。
3. 出店数には譲受店舗及び業態変更に伴う出店店舗が含まれております。
4. 閉店数には譲渡店舗及び業態変更に伴う閉店店舗が含まれております。

#### 有利子負債依存度について

当社は、新規出店に際して建物入居のための敷金保証金、店舗建築、内装設備等のための資金が必要となります。加えて、フランチャイジー事業においては、加盟金、加盟保証金等の資金が必要となります。当社はこれらの資金を金融機関からの借入金等により賄っているため、負債・純資産合計に占める有利子負債の比率が高い水準にあり、2020年3月期末で80.4%であります。また、2020年3月期における支払利息は60,375千円であり、売上高の1.3%となっております。

今後につきましては、自己資本の強化に努める方針であります。金利動向及び金融情勢の変化等による支払利息の増加等により、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(単位：千円)

	第38期 (2016年3月31日)	第39期 (2017年3月31日)	第40期 (2018年3月31日)	第41期 (2019年3月31日)	第42期 (2020年3月31日)
(負債の部)					
短期借入金	366,569	311,392	300,979	290,871	279,911
長期借入金	2,944,047	2,720,525	2,540,763	2,388,189	2,222,224
リース債務	12,036	22,046	14,889	19,685	13,719
割賦債務	4,082	1,235	820	405	55
小計(A)	3,326,735	3,055,199	2,857,452	2,699,151	2,515,911
負債・純資産合計(B)	4,018,371	3,668,735	3,467,650	3,285,120	3,131,147
(A)/(B)	82.8%	83.3%	82.4%	82.2%	80.4%

(注) 社債・長期借入金・リース債務・割賦債務は1年内返済予定額が含まれております。

#### 敷金保証金について

当社は、店舗の出店に際して賃借物件を借り受けることを基本方針としており、2020年3月末現在、71店舗中、64店舗につき土地及び建物を賃借し、3店舗につき土地を賃借しております。その結果、敷金及び保証金の資産合計に占める割合は、2020年3月末現在17.6%となっております。当該敷金保証金は賃貸借契約の終了をもって当社に返還されるものでありますが、賃貸主の経営状況等によっては当該店舗に係る敷金保証金の返還や店舗の営業継続に支障が生じる可能性があります。

また、当社店舗の不採算等により、当社が賃貸借契約終了前に閉店し、契約解除する場合には、当該契約解除により、敷金保証金の全部又は一部が返還されないことや、将来において当該賃貸主が保有する他の物件を当社が賃借することが困難となる可能性があります。

#### 人材の育成及び確保について

当社の事業の柱である店舗運営においては、高品質の商品とサービスを顧客に提供するため優秀な人材を必要としており、店舗責任者は時間をかけて教育することが必要であります。当社は、店舗責任者はすなわち社長代行であるとの認識から、その育成には十分な時間を掛けており、各フランチャイザーが定める研修や当社独自の研修を行うことで商品知識や接客技術の習得をはじめとする人材の育成にも継続的に取り組んでおります。また、年1回の定期採用のみならず、出店に備えた人材の確保を目的として技能・経験を考慮し、基準に達していると考えられるパートナー従業員を正社員として登用する等の中途採用を実施しております。

しかしながら、店舗責任者等の人材育成が順調に進まなかった場合、もしくは、必要な人材を十分に確保できなかった場合には当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### フランチャイザー事業運営について

当社のオリジナルブランドであります「かつん」のフランチャイザー及び「らーめんおっぺしゃん」、「瑪蜜黨」の北海道・東北地区のエリアフランチャイザーとして、フランチャイジー(加盟店)の募集及び出店を推進してまいりますが、加盟店の出店に際しては、出店条件に合致した物件が確保できないこと等により、出店数や出店時期が当社の計画通りに進まない場合は、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

当社は多くの業態を展開しており、各業態に必要とされる許可を得て営業活動を行っております。

食品衛生法について

当社の飲食部門店舗では「食品衛生法」による規制を受けております。このため、店舗所在管轄都道府県知事の認可を得て営業しております。

当社は、食品衛生法の遵守を常に心掛け、各店舗が食品衛生管理者を管轄保健所に届出しており、衛生管理マニュアルに従って、日常的に食材の品質管理や店舗の衛生管理を行っております。また、社外の専門業者による食品衛生検査を定期的を実施し、衛生管理の徹底を図っております。

当社におきましてはこれまでに衛生問題に関連した重大な事故、訴訟、行政等の指導を受けた事実はありませんが、万一に備えて、生産物賠償責任保険及び食中毒・特定感染症利益担保特約を含んだ店舗総合保険契約を締結しております。

しかしながら、今後、店舗において食中毒等の発生の危険性については否定できず、万一、当社の飲食店舗において食中毒等が発生した場合は、当社の業績等に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

食品リサイクル法について

2007年12月に改正施行された食品リサイクル法(「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」)により、年間100トン以上食品廃棄物を排出する外食事業者(食品関連事業者)は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再生利用を通じて、排出する食品残渣物の2割を削減することが義務付けられております。

当社の飲食部門の店舗のうち、ショッピングセンター内で営業している店舗数の割合は、2020年3月末現在45.1%を占めております。ショッピングセンター自体で生ゴミ処理機等を導入しているため、現状において当社は食品リサイクル法において定められた外食事業者に該当しておりません。しかしながら、法律の改正等により、同法の定める外食事業者に該当した場合には、既存の委託処理業者に加えて新たな食品廃棄物再処理可能業者等との取引を行う必要や、自社で再処理設備を購入し処理を行わざるを得なくなる等の必要が生じた場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

青少年保護育成条例について

当社の「スペースクリエイト自遊空間」業態においては、青少年対策として、各都道府県の定める「青少年保護(健全)育成条例」の規制を受けております。

当社は、青少年の健全育成の観点から当該条例を遵守し、さらなる社会的貢献を果たしていきたいと考えており、以下の対応を行っております。

- a. 16歳未満の利用客には午後8時以降、18歳未満の利用客には午後10時以降の利用を認めておりません。
- b. 有害図書類と指定されている、もしくは発行者により利用年齢制限を設けて発行されている図書類は、他の図書類と区分して陳列するとともにその旨を明確に表示し、18歳未満もしくは所定の年齢に達しない青少年による利用が行われないよう徹底しております。
- c. 青少年に有害なインターネットコンテンツ対策として有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングシステムを導入したパソコンを利用しております。
- d. 未成年者の喫煙・飲酒等の防止に最大限の注意を払うものとし、定期的な店内巡回を行う等必要な措置をとることとしております。
- e. 警察と連携し、必要に応じて補導活動に協力することとしております。

しかしながら、当該規制の内容が変更された場合や万一当該条例に違反した場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 個人情報の管理について

個人情報の管理に関しては、「個人情報の保護に関する法律」（平成30年7月27日改正）において、個人情報を事業の用に供している者が、あらかじめその利用目的を明示し、本人の同意を得ずに個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用した場合には行政処分が課され、場合によっては刑罰の適用を受ける可能性があります。

当社が運営する「スペースクリエイト自遊空間」業態は顧客毎に会員登録を行うため、会員の個人情報を保有しており、同法の規制を受けております。

フランチャイズ事業であります「スペースクリエイト自遊空間」は、顧客の個人情報と会員番号が連動したデータベースを当該フランチャイザーのサーバーに集積し、蓄積しており、従業員は顧客が保有する会員カードを使用する等して、これらの会員の個人情報を閲覧することが可能なため、当社は個人情報管理規程において従業員に対して秘密保持を義務付ける等、保有する個人情報が外部に漏洩しないよう管理体制の整備に努めております。しかしながら、不測の事態により当社が保有する個人情報が外部に漏洩した場合には、顧客等からの信用の低下による売上減少や賠償金の支払い等により、当社の業績等に影響が生じる可能性があります。

#### (4) 減損会計について

減損会計の適用により、保有する固定資産について減損処理が必要になった場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 短時間労働者に対する厚生年金適用拡大等について

厚生労働省は、将来にわたる年金財政の安定化等を目的に、短時間労働者（正社員以外の労働者で、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者）に対する厚生年金への加入基準を拡大するべく検討しております。

当社は、2020年3月末現在497人の臨時従業員を雇用しており、業種柄多くの短時間労働者が就業しております。今後、当該年金制度が変更され、厚生年金適用基準の拡大が実施された場合には、当社が負担する保険料の増加等により当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 食材について

原産地、原材料、消費期限の偽装問題や価格の高騰等、食材の安心・安全は外食業界全体にとって最重要事項であります。当社では食材の安全を第一に、安定的な確保を図っておりますが、食材の安全性に係る不安等により外食産業からの消費者離れが生じた場合や、安全な食材の供給不足や食材市況に大幅な変動が生じた場合等においては、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 顧客動向について

当社の顧客は個人が主体であるため、天候、流行、嗜好等の変化により、商品・サービス等の販売状況等が左右されることにより来店客数が減少した場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 新型コロナウイルスの感染症について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日本政府による緊急事態宣言及びそれに伴う各自治体の要請等に基づく飲食店舗の営業自粛や営業時間短縮や外出自粛要請等により、当社の業績に与える影響については、感染拡大の収束時期が見通せないため、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 重要事象等について

当社は、2014年4月に策定した経営改善計画に基づき、不採算店舗及び事業からの撤退や業態変更を進め、店舗及び事業の整理に一定の目途がついたことから、慎重な判断のもと、新規出店、業態変更、大規模改装等に少しずつシフトし、店舗数及び事業規模の回復を図ってまいりました。

当事業年度より始めました新たな経営改善計画においては、2016年3月に株式会社アスラポート・ダイニング（現株式会社JFLAホールディングス）と締結した「業務資本提携契約」をもとに、共同事業として進めてまいりました。当社のオリジナルブランドであります「かつてん」のフランチャイザー事業、また、「らーめんおっぺしゃん」並びにタビオカドリンク専門店「瑪蜜黨（モミトイ）」の北海道・東北地区のエリアフランチャイザー事業の拡大、更に既存又は新規業態の新たな店舗展開の双方で収益を確保することで収益体質を確立してまいります。

当事業年度は新規5店舗及び業態変更により2店舗を出店したものの、9店舗を閉店し、前事業年度末に比べ2店舗減少したものの、当事業年度の売上高は、前年同期に比べ8.2%増加いたしました。また、第4四半期会計期間は、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う店舗の営業自粛や営業時間の短縮の影響が非常に大きく、営業損失7,370千円、経常損失17,347千円、当期純損失103,873千円となり、利益獲得には至りませんでした。また、当社の有利子負債は2,515,911千円と総資産の80.4%を占め、依然として手元流動性に比して高水準であるため、取引金融機関から返済条件の緩和を継続して受けている状況にあります。

これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該重要事象等を解消すべく、事業面及び資金面において対応策を講じております。

事業面におきましては、期間限定商品やサービスの訴求、スマートフォンのアプリやクーポンを使用した効率的な販売促進活動による収益確保と販売管理費及び設備投資の抑制等のコスト削減を両立し、収益力の強化に努めてまいります。当社のオリジナルブランドであり、フランチャイザーとして加盟店展開しております「かつてん」の積極的な加盟開発及び加盟店出店を進め、フランチャイザー事業を当社の収益の柱となる事業へと成長させてまいります。また、2016年3月に株式会社JFLAホールディングスと「業務資本提携契約」を締結し、飲食事業、卸売事業、製造・販売事業を組み合わせ販売コストの削減及び新規事業展開を進めてまいります。

しかしながら、2020年2月より顕著となった新型コロナウイルス感染症拡大による業績に与える影響は大きく、その収束の時期や収束後の消費活動の見通し等は不透明であり、財政状態並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響を合理的に算出することが困難な状況が生じております。当社はこの状況下において、顧客や従業員等の健康面の安全に万全な対策を講じるとともに、各自治体の要請にも応じながら、来店客数の減少に伴う売上高減少への対策として、テイクアウトやデリバリーサービスへの注力を開始しております。資金の流出を最小限にしながら収益の改善に努めており、本報告書開示時点においても既に一定の改善を確認している状況にあります。

資金面におきましては、当社の主力取引銀行の支援のもと、取引金融機関に対し、長期借入金元本返済の更なる緩和要請を行っており、当面の返済猶予について既に同意を得ております。また、新型コロナウイルス感染症拡大による今後の資金面に与える影響に関しても、主力取引銀行と適時状況と情報を共有しており、今後の状況変化に応じた柔軟な支援体制を得られる見込みであります。

当該金融支援及び事業遂行により、財務体質の改善を図ってまいります。

これらの具体的な対応策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善等により、緩やかな回復基調で推移していたものの、自然災害も多く、また、新型コロナウイルス感染症の発生等、先行き不透明な状況で推移しております。

当社が属する飲食業・小売業におきましては、企業間の競争の激化に加え、原材料価格の上昇、慢性的な労働力不足や、新型コロナウイルスによる影響等、依然として厳しい環境で推移いたしました。

このような経済状況のもと、当社のオリジナルブランドであります「かつてん」のフランチャイズ本部として、また、タピオカドリンク専門店「瑪蜜黨（モミトイ）」及び「らーめんおっぺしゃん」の北海道・東北地区本部として加盟店を募集し、「かつてん」3店舗並びに「瑪蜜黨」6店舗の加盟店出店をした結果、加盟店舗数が12店舗となりました。加盟店の出店だけではなく、自社運営の「かつてん」、「瑪蜜黨」店舗も出店し、フランチャイザービジネスと自社の店舗運営の両立を目指してまいりました。

当事業年度末における当社の展開業態は15業態、稼働店舗数は71店舗（前年同期末、17業態73店舗）となりました。不採算店舗及び事業を閉鎖して展開業態を絞り、採算事業店舗の出店に特化したこと及び既存店舗の業績が計画通りに推移したものの、2020年2月より新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う店舗の営業自粛や営業時間短縮の影響による業績悪化が著しく、当事業年度の売上高4,628,193千円（前年同期比8.2%増）、販売費及び一般管理費の低減に努めたものの、営業損失7,370千円（前年同期、営業損失77,065千円）、経常損失17,347千円（前年同期、経常損失93,658千円）、当期純損失103,873千円（前年同期、当期純損失142,592千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

##### 飲食部門

当事業年度の飲食部門におきましては、フランチャイジー事業はフランチャイズ本部主導の新商品の投入や販売促進活動を、オリジナルブランド事業は季節限定商品の開発及び販売を継続し、スマートフォンアプリやLINE等で特定商品を訴求することで客単価増やリピート顧客の獲得に取り組み、売上増加に努めてまいりました。

飲食部門の当事業年度末の店舗数は前事業年度末より1店舗減少し、65店舗となりました。当事業年度の売上高は4,103,093千円（前年同期比12.0%増）、セグメント損失9,882千円（前年同期、セグメント損失76,847千円）となり、前事業年度を上回る結果となったものの、2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症に伴う営業自粛や営業時間短縮が大きく影響し、厳しい結果となりました。

##### 物販部門

当事業年度の物販部門におきましては、飲食部門と同様にフランチャイズ本部主導によるスマートフォンアプリやクーポンを使用した販売促進活動に加えて、来店顧客向けの店内イベント開催や、季節商品訴求のための売場づくりを行って、季節やイベントに合わせた商品提案を実施してまいりました。

物販部門の当事業年度末の店舗数は前事業年度末に比べて1店舗減少し、6店舗となりました。店舗数が減少したものの各種経費削減が功を奏し、当事業年度の売上高は525,100千円（前年同期比14.4%減）、セグメント利益2,512千円（前年同期、セグメント損失217千円）となったものの、飲食部門同様、2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症に伴う営業自粛や営業時間短縮が大きく影響し、厳しい結果となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ75,252千円増加し、当事業年度末は360,160千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は231,272千円となり、前年同期と比べ194,811千円増加しました。これは主に税引前当期純損失96,825千円であるものの、減価償却費166,109千円、売上債権の減少49,788千円、減損損失44,252千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は58,550千円となり、前年同期に比べ68,342千円減少しました。これは主に有形固定資産の取得による支出82,747千円等があるものの、敷金及び保証金の回収による収入78,896千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は97,469千円となり、前年同期と比べ51,749千円増加しました。これは主に、株式の発行による収入85,771千円があるものの、長期借入金の返済による支出165,965千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は最終消費者に対する飲食業及び物販業を主に行っているため、該当事項はありません。

b. 仕入実績

当事業年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
飲食部門		
フランチャイジー事業 (千円)	1,193,092	112.2
オリジナルブランド事業 (千円)	271,340	136.0
飲食部門計 (千円)	1,464,432	115.9
物販部門		
フランチャイジー事業 (千円)	219,520	80.3
物販部門計 (千円)	219,520	80.3
合計 (千円)	1,683,953	109.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
飲食部門		
フランチャイジー事業 (千円)	3,421,192	111.4
オリジナルブランド事業 (千円)	681,900	115.0
飲食部門計 (千円)	4,103,093	112.0
物販部門		
フランチャイジー事業 (千円)	525,100	85.6
物販部門計 (千円)	525,100	85.6
合計 (千円)	4,628,193	108.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の財政状態及び経営成績は、前事業年度に比べ売上高、営業利益、経常利益、当期純利益ともに前事業年度に比べて改善傾向にあるものの、依然として厳しい状況で推移しております。

a. 財政状態

(資産合計)

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ153,973千円減少し、3,131,147千円（前事業年度末は3,285,120千円）となりました。

流動資産は663,844千円（前事業年度末は650,638千円）となりました。これは主に、売掛金が49,788千円減少したものの、現金及び預金が75,252千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は2,467,302千円（前事業年度末は2,634,482千円）となりました。これは主に、有形固定資産が112,737千円、投資その他の資産が51,166千円減少したこと等によるものであります。

(負債合計)

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ135,306千円減少し、3,112,343千円（前事業年度末は3,247,650千円）となりました。

流動負債は758,322千円（前事業年度は894,826千円）となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金161,566千円減少したこと等によるものであります。

固定負債は2,354,021千円（前事業年度は2,352,823千円）となりました。これは主に、長期預り金が13,296千円増加したこと等によるものであります。

(純資産合計)

当事業年度末の純資産は18,803千円（前事業年度は37,470千円）となりました。これは当期純損失103,873千円を計上したこと等によるものであります。

b. 財政政策

当社の事業活動の維持に必要な資金は、内部資金及び第三者割当増資により資金調達をしております。当社の有利子負債は、当事業年度末現在、2,515,911千円と総資産の80.4%を占め、手元流動性に比して高水準であるため、取引金融機関から返済条件の緩和を継続して受けている状況にあります。そのため、設備投資費用全額を内部資金で賄うため、設備投資には慎重を期しております。また、2019年11月29日付の取締役会において、第3回新株予約権の発行を決議し、2020年12月23日を行使期限として新株予約権400,000個を発行し、既存事業の立て直し及びフランチャイザー事業拡大のために資金の投下を予定しております。

c. 経営成績

(売上高)

当事業年度は、今後の多店舗展開が難しい事業及び店舗の閉鎖を早期に決定して撤退したことにより、展開業態数及び稼働店舗数ともに前事業年度末に比べて減少したものの、限られた経営資源を成長事業に適切に投下したことにより、売上高は前事業年度末に比べ8.2%増の4,628,193千円（前事業年度は、4,276,860千円）となりました。

セグメントごとの経営成績の状況に関する認識及び分析は以下のとおりであります。

< 飲食部門 >

飲食部門の売上高は、前事業年度に比べ12.0%増加し、4,103,093千円となりました。売上高増加の主な要因は、ミスタードーナツをはじめとするフランチャイジー業態既存店の業績が回復傾向にあり、また、株式会社アルテゴとタピオカドリンク専門店「瑪蜜黛（モミトイ）」の北海道・東北地区本部契約を締結し、自社店舗及び加盟店合わせて10店舗出店し、折からのタピオカブームもあり、売上高増加に大きく寄与いたしました。しかし、2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業自粛や営業時間短縮により売上高が低迷し、厳しい結果となりました。

< 物販部門 >

物販部門の売上高は、前事業年度に比べ14.4%減少し、525,100千円となりました。売上高減少の主な要因は、閉店による店舗数の減少及び既存店舗の売上高の低迷によるものであります。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は、前事業年度に比べ147,766千円増加し、1,681,054千円となり、販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ133,872千円増加し、2,954,510千円となりました。売上高増加に伴う経費増であります。

(当期純損益)

当事業年度は、営業損失7,370千円であり、特別利益9,409千円等を計上したものの、特別損失88,888千円を計上したことにより、当期純損失103,873千円（前事業年度は、当期純損失142,592千円）となりました。



d. 経営成績等の認識及び分析・検討内容

当社の経営に影響を与える大きな要因としましては、市場動向、原材料価格動向、人材の確保等があります。

市場動向については、当社が属する飲食業界、小売業界においては、多くの同業他社との競争が今後も続くことが予想されることから、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況で推移するものと認識しております。第4四半期会計期間より、新型コロナウイルスの感染拡大により、店舗が属する地方公共団体から営業自粛や営業時間の短縮の要請もあり、翌事業年度にも多大な影響を及ぼす可能性が高く、損失を最小限にするために迅速かつ適切な経営判断が求められることから、業務執行体制の簡素化・高度化が求められると認識しております。

原材料価格の動向については、当社の売上高の88.7%を占める飲食事業に影響を及ぼすことから、経営成績に与える影響が大きく、原材料価格の上昇を最小限に抑える必要があります。このため、業態横断的に使用する食材については、年間契約等により安定した価格で供給できるよう取り組んでおります。

人材の確保については、当社だけではなくあらゆる面で直面している問題であります。人材の確保だけではなく、育成・強化していく必要があります。人材の定着が店舗収益の安定に繋がることから、多様な働き方を検討・提案していくことが必要不可欠であると認識しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローは、前事業年度に比べ現金及び現金同等物が75,252千円増加し、360,160千円となったものの、税引前当期純損失96,825千円を計上したこと等もあり、事業運営上必要な資金の流動性を確保できているとは言えない状況にあります。

当社の運転資金需要のうち主なものは、材料仕入高、給与手当を含む販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、新規出店等に係る設備投資や大規模改装等によるものであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金は、自己資金及び第三者割当による新株の発行により資金を調達しております。

当社の有利子負債は当事業年度末現在、2,515,911千円と総資産の80.4%を占め、手元流動性に比して高水準であるため、取引金融機関から返済条件の緩和を継続して受けている状況にあります。そのため、設備投資費用を全額を内部資金で賄うため、設備投資には慎重を期しております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は360,160千円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、貸倒引当金については、一般債権と個別債権に分類し、個別に回収不能見込み額を算出したうえ、損失額を計上しております。店舗閉鎖損失引当金については、閉店予定店舗の閉鎖に係る損失額を計上しております。資産除去債務については、不動産契約ごとに原状回復費用等を算出して計上しております。また、減損損失については、店舗又は資産ごとに収益性や将来性を勘案し、その要否を判断したうえ、損失額を計上しております。これらは、個別に過去の実績並びに契約条件等を勘案して損失額を見積もっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や収束時期等を含む仮定に関する情報は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 追加情報」に記載しております。

(4) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、中長期的に経常利益率を向上させ、安定的な成長を目指していきたいと考えております。このため、経常利益率を重要な指標として位置づけており、中長期的な目標として経常利益率3.3%の達成を目指しております。

当事業年度(2020年3月期)は、不採算店舗の整理に目途がついたことから、前事業年度から新規出店、業態変更、大規模改装等に少しずつシフトし始め、慎重な判断のもと店舗を増やしてまいりました。2016年3月に株式会社JFLAホールディングスと「業務資本提携契約」を締結し、当社のオリジナルブランドであります「かつてん」、北海道・東北地区本部であります「らーめんおっぺしゃん」及び「瑪蜜黨」のフランチャイズビジネスが本格的に稼働し始め、当事業年度において加盟店を9店舗出店いたしました。今後は、店舗運営とフランチャイズビジネスの双方で収益確保、コスト管理を継続し、安定した収益体質を確立し、引き続き当該指標の改善に邁進していく所存でございます。

#### 4【経営上の重要な契約等】

##### (1) フランチャイジー事業に関する契約

当社は、「ミスタードーナツ」については㈱ダスキン、「モスバーガー」については㈱モスフードサービス、「はなまるうどん」については㈱はなまる、「ベビーフェイスブラネッツ」については㈱ベビーフェイス、「スペースクリエイティブ自遊空間」については㈱ランシシステム、「牛角」については北海道地区は㈱アイビス、東北地区は㈱アスラポートとそれぞれ、業態及び店舗毎にフランチャイズ契約を締結しております。また、エリアフランチャイズ本部として「らーめんおっぺしゃん」は㈱advance growingと、「瑪蜜黛」は㈱アルテゴとエリアフランチャイズチェーン地区本部認定契約を締結しております。

各契約の概要は以下のとおりであります。

##### ミスタードーナツチェーン契約

契約の内容	ドーナツ等を提供するための方法の付与、原材料及び付属品の提供 品質・数量・衛生管理とサービス方法の付与 店舗内外のデザイン・看板等の設計図と仕様の提供、商標・商号の使用 マニュアルの貸与並びに教育、トレーニング方法の付与 全ての店舗が統一された商品とサービスを提供する顧客の評価とイメージの付与 ロイヤリティ・広告分担金の支払の義務
契約の対象	㈱ダスキンが本部機能を有する「ミスタードーナツ」各店
加盟保証金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	営業年数に応じて総売上高の一定率を支払う
広告宣伝費	総売上高の一定率を支払う
契約期間	契約締結日より5年間（以後の契約更新は2年ごとの自動更新）

##### モスバーガーチェーンフランチャイズ契約書

契約の内容	㈱モスフードサービスより商標、サービスマーク及び経営ノウハウを用いて「モスバーガー」を屋号とする飲食店の営業を行う権利を取得するとともに、㈱モスフードサービスに対して、広告宣伝費、ロイヤリティの支払、指定された食材の使用及び指定メニューの販売義務を負う
契約の対象	㈱モスフードサービスが本部機能を有する「モスバーガー」各店
加盟金	契約締結時に一定額
保証金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	総売上高の一定率を支払う
広告宣伝費	総売上高の一定率を支払う
契約期間	契約締結日より5年間（以後の契約は協議のうえ再契約）

##### はなまるうどんフランチャイズチェーン加盟契約書

契約の内容	商標、サービスマークを使用する権利 店舗設計やレイアウトに関するノウハウの付与 チェーン店経営ノウハウを知る権利
契約の対象	㈱はなまるが本部機能を有する「はなまるうどん」各店
加盟金	契約締結時に一定額
保証金	出店時に一定額
ロイヤリティ	毎月一定額を支払う
契約期間	契約締結日より5年間（以後の契約更新は5年ごとの自動更新）

##### ベビーフェイスブラネッツフランチャイズ契約書

契約の内容	商標、サービスマークを使用する権利 店舗レイアウト、香辛料調合法、各種メニューの調理法に関するノウハウの付与
契約の対象	㈱ベビーフェイスが本部機能を有する「ベビーフェイスブラネッツ」各店
加盟金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	総売上高の一定率を支払う
契約期間	契約締結日より5年間（以後の契約更新は5年ごとの自動更新）

#### スペースクリエイティブ自遊空間フランチャイズ契約書

契約の内容	店舗の構造、内外装、店内レイアウト、看板等、店舗の設備に関する一切の事項に関するノウハウ 商品の仕入価格、仕入方法、その他一切の仕入に関する事項 商品の陳列、販売価格、その他一切の販売に関する事項 接客業務に関する一切の事項、POSシステムに関する一切の事項
契約の対象	(株)ランシステムが本部機能を有する「スペースクリエイティブ自遊空間」各店
加盟金	契約締結時に一定額
保証金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	総売上高の一定率を支払う
契約期間	契約締結日より5年間（以後の契約更新は2年ごとの自動更新）

#### プレミアムフランチャイズ契約書

契約の内容	同一法人又は個人が「スペースクリエイティブ自遊空間」の名称を付した店舗を4店舗以上運営する者に対し、加盟金、開設準備費、研修費及び保証金の一定額の割引、ロイヤリティ及び本部より購入する備品・什器等の一定割合の割引に関する事項
契約の対象	(株)ランシステムが本部機能を有する「スペースクリエイティブ自遊空間」各店
加盟金	-
ロイヤリティ	-
契約期間	契約締結日より1年間（以後の契約更新は1年ごとの自動更新）

#### フランチャイズチェーン加盟契約書

契約の内容	店舗を開店する権限の付与、地区本部で定めた標識の使用許諾
契約の対象	北海道地区は(株)アイビスが地区本部機能を有し、東北地区は(株)アスラポートが地区本部機能を有する「炭火焼肉酒家牛角」各店
加盟金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	総売上高の一定率を支払う
契約期間	契約締結日より5年間（以後の契約更新は5年ごとの自動更新）

#### らーめんおっぺしゃんフランチャイズチェーンエリアフランチャイズ本部認定契約書

契約の内容	エリアフランチャイズ本部として、エリア内においてエリア加盟店に契約店舗の出店権限を付与してその指導・援助を行うこと、及びエリア内において、自ら契約店舗の直営店を出店すること。
契約の対象	エリア加盟店及びエリア直営店の契約店舗
対象地区	北海道、東北エリア
加盟金	エリア加盟店出店時に一定額
加盟金収入	契約締結時に一定額を受取る
ロイヤリティ収入	総売上高の一定率を受取る
加盟保証金	一店舗当たり一定額を預る
契約期間	契約締結日より10年間（以後の契約更新は、5年間ごとの自動更新）

#### 瑪蜜黛北海道・東北エリア本部契約書

契約の内容	エリアフランチャイザーとして自ら直営店を出店すること及び第三者をフランチャイジーとして募集し、店舗展開するにあたり、運営方法について取り決めること。
契約の対象	エリアフランチャイジー及びエリア直営店舗
対象地区	北海道、東北エリア
加盟金	エリア加盟店出店時に一定額
加盟金収入	契約締結時に一定額を受取る
ロイヤリティ収入	総売上高の一定率及び一定額を受取る
加盟保証金	一店舗当たり一定額を預る
契約期間	契約締結日より3年間（以後の契約更新は、3年間ごとの自動更新）なお、

上記 から のうち当社が支払った加盟金及びエリアフランチャイズ権利金は返還されず、当社にて償却しております。加盟保証金（預託保証金）は、契約終了後、速やかに返還されるものとなっております。

(2) 業務資本提携に関する契約

当社は、2016年3月10日開催の取締役会において、株式会社アスラポート・ダイニング（現 株式会社JFLAホールディングス）と業務資本提携契約の締結及び第三者割当増資について決議を行い、同日付で「業務資本提携契約書」を締結しました。

その主な内容は、次のとおりであります。

業務提携の内容

1. 当社の事業基盤とする北海道・東北エリアにおける業態拡大と店舗展開
2. 人材マネジメントの共有化
3. 共同購買によるコスト削減と付加価値創造
4. 共同販促活動による効率化
5. 新規事業の共同開発

資本提携の内容

第三者割当による新株式発行

株式の種類及び数、払込金額等については、「第4提出会社の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移（注）3」に記載のとおりであります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社は、新規出店、既存店舗の改装及び設備の入替等に伴い、145,568千円の投資を行っております。当事業年度の投資（敷金及び保証金を含む。金額には消費税等を含めておりません。）のセグメント別の内訳は、次のとおりであります。

新規出店及び改装の主な内容は以下のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度	前年同期比
飲食部門（フランチャイジー事業）	108,907千円	49.2%
飲食部門（オリジナルブランド事業）	31,171	165.8
物販部門（フランチャイジー事業）	4,320	68.9

なお、店舗の閉鎖及び譲渡に伴う設備の除売却を行っており、その総額は36,202千円であります。

#### 2【主要な設備の状況】

当社は、2020年3月31日現在、国内に71店舗を運営しております。  
主要な設備並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具 (千円)	工具、器 具及び備 品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資 産 (千円)	合計 (千円)		
北海道	本社・営業部 (苫小牧市他)	その他	本社	51,809	330	11,022	-	-	63,162	26 (3)
	フランチャイジー事業 (札幌市中央区)他33店舗	飲食部門	店舗設備	348,431	61	41,811	-	8,203	398,508	45 (261)
	オリジナルブランド事業 (札幌市東区)他4店舗	飲食部門	店舗設備	11,546	-	2,874	-	-	14,420	6 (26)
	フランチャイジー事業 (苫小牧市)他4店舗	物販部門	店舗設備	86,505	-	6,948	-	-	93,453	6 (35)
	事業用資産 (札幌市清田区) 他14資産	その他	賃貸不動産	326,619	32	7,026	573,649 (9,905.98)	-	907,327	- (-)
青森県	フランチャイジー事業 (八戸市)他4店舗	飲食部門	店舗設備	33,437	140	7,199	-	-	40,778	5 (29)
	オリジナルブランド事業 (つがる市)他2店舗	飲食部門	店舗設備	13,344	-	2,170	-	-	15,514	2 (13)
	事業用資産 (八戸市)他2資産	その他	賃貸不動産	9,897	-	851	-	-	10,748	- (-)
岩手県	フランチャイジー事業 (宮古市)他8店舗	飲食部門	店舗設備	48,047	-	10,239	-	-	58,286	11 (63)
	オリジナルブランド事業 (盛岡市)	飲食部門	店舗設備	4,224	-	938	-	-	5,163	1 (9)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しておりますが、総労働時間を1日7.5時間/人(当社就業規則による実働時間)換算で算出したものであります。

3. 現在賃借中の主要な設備は、店舗の建物(内部造作を除く)であり、その年間賃借料は392,951千円であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
店舗 (岩手県)	飲食部門	店舗設備	13,650	13,650	自己資金	2020.3	2020.4	-

#### (2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,362,000
A種優先株式	100,000
計	3,462,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,758,500	1,858,500	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
A種優先株式	100,000	100,000	非上場	単元株制度は採用 していません (注)
計	1,858,500	1,958,500	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2020年6月20日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 剰余金の配当

##### 優先期末配当金

当社は、毎年3月31日現在のA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に2.0%を乗じて算出した額の金銭(以下「優先期末配当金」という。)を支払う。但し、同事業年度中に定められた基準日に剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

##### 累積事項

ある事業年度において、A種優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当額が優先期末配当金の額に達しないときは、当該不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、当該事業年度以降に係る普通株主に先立ち、A種優先株主に対して配当を支払う。

##### 非参加条項

当社は、A種優先株主に対し、優先期末配当金の額を超えて配当財産を交付しない。

#### (2) 金銭を対価とする取得請求権

##### 取得請求権

A種優先株主は、金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引き換えに、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当社取締役会の決議が必要に応じて適切に調整することができる。)を乗じて得られる額の金銭を交付する。

##### 取得請求期間

2019年4月1日以降、毎年、6月、9月、12月又は3月の最終の営業日を取得請求日とする。

##### 取得価額

10,000千円単位を目安とする。

#### (3) 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種優先株式の発行後、当社取締役会の決議で別に定める日が到来したときは、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社はA種優先株式を取得するのと引き換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当社取締役会の決議が必要に応じて適切に調整することができる。)の金銭を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、比例按分の方法により、当社の取締役会が決定する。

(4) 議決権条項

議決権の有無

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において一切の議決権を有しない。  
会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

A種優先株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(5) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年11月29日
新株予約権の数(個)	400,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 275,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 931
新株予約権の行使期間	自 2019年12月24日 至 2020年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権は、1個未滿に分割して行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は400,000株、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(次項(2)に定義する。)が修正されても変化しない(但し、次項(4)に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。



(2) 行使価額の修正の基準及び頻度

修正の基準

本新株予約権の行使価額は、2019年12月24日に初回の修正がなされ、以後5取引日（以下に定義する。）毎に修正される。取引日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して5取引日目の翌取引日（以下、「修正日」という。）に、修正日に先立つ5連続取引日（以下、「価格算定期間」という。）の各取引日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（本項(4)に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間に調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

修正の頻度

行使価額は、5取引日毎に修正される。

(3) 行使価額の下限及び本新株予約権割当株式数の上限

行使価額の下限 506円

本新株予約権割当株式数の上限 400,000株（普通株式の発行済株式総数の24.49%）

(4) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

（本項(3)記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）203,696,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

(5) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

(6) 権利の行使に関する事項について割当先との間で締結している取決めの内容

行使コミット条項

a. コミット条項

割当先であるEVO FUNDは、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含む。）から、2020年12月23日（当日を含む。）（以下「全部コミット期限」という。）までの期間に、EVO FUNDが保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットする。

また、EVO FUNDは、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含む。）から、2020年6月23日（当日を含む。）（以下「前半コミット期限」という。）までの期間（以下「前半コミット期間」という。）に、160,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットする。

b. コミットの消滅

また、前半コミット期間中において、行使コミットの対象となる期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が、当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合、当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合、取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）、当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）のいずれかの事由（以下、「コミット消滅事由」という。）が10回を超えて発生した場合（但し、同一の取引日において、複数のコミット消滅事由に該当する場合であっても、コミット消滅事由は1回発生したものとする。以下同様。）、前半コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅する。同様に、全部コミット期間中において、コミット消滅事由が20回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅する。

なお、これらのコミットの消滅後も、EVO FUNDは、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができる。

行使制限措置

- a. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を行わせない。
- b. EVO FUNDは、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- c. EVO FUNDは、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させる。
- (7) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
- (8) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
当社の業務資本提携先であり、大株主である株式会社JFLAホールディングスは、その保有する当社普通株式について、EVO FUNDへの貸株を行い、EVO FUNDは、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分をしないものとする旨、貸主との貸株契約書にて定めております。
- (9) その他投資者の保護を図るため必要な事項  
本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する。但し、EVO FUNDが、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
2. 本新株予約権の行使の払込金額の内容は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初931円とする。
- (3) 行使価額は、2019年12月24日に初回の修正がされ、以後5取引日毎に修正される。取引日とは、株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して5取引日目の日の翌取引日（以下、「修正日」という。）に、修正日に先立つ5連続取引日（以下、「価格算定期間」という。）の各取引日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
- (4) 行使価額の調整  
本新株予約権の割当日後、次号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
- 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- a. 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引き換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b. 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- c. 取得請求権付株式であって、その取得と引き換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- e. 本号a.乃至c.の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号a.乃至c.の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- a. 1円未満の端数を四捨五入する。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値の無い日数を除く）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- c. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合にはその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第3回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第42期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	125,000	125,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	125,000	125,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	675.80	675.80
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	84,475	84,475
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	125,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	125,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	675.80
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	84,475

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年12月25日 (注)1	普通株式 90,200 A種優先株式 -	普通株式 1,072,400 A種優先株式 -	19,347	430,015	19,347	89,564
2016年3月28日 (注)2	普通株式 374,000 A種優先株式 -	普通株式 1,446,400 A種優先株式 -	74,987	505,002	74,987	164,551
2017年3月15日 (注)3	普通株式 - A種優先株式 100,000	普通株式 1,446,400 A種優先株式 100,000	50,000	555,002	50,000	214,551
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)4	普通株式 187,100 A種優先株式 -	普通株式 1,633,500 A種優先株式 100,000	61,795	616,797	61,795	276,346
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)4	普通株式 125,000 A種優先株式 -	普通株式 1,758,500 A種優先株式 100,000	42,440	659,237	42,440	318,786

(注)1. 有償第三者割当 90,200株  
発行価格 429円  
資本組入額 214円50銭

主な割当先 (株)ベビーフェイス、他1名

2. 有償第三者割当 374,000株  
発行価格 401円  
資本組入額 200円50銭

割当先 (株)アスラポート・ダイニング(現 (株)JFLAホールディングス)

3. 有償第三者割当 100,000株  
発行価格 1,000円  
資本組入額 500円00銭

割当先 (株)ガスキン

4. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】  
普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	16	16	16	8	1,487	1,550	-
所有株式数(単元)	-	678	308	3,075	1,307	45	12,166	17,579	600
所有株式数の割合(%)	-	3.86	1.75	17.49	7.43	0.26	69.21	100	-

(注) 自己株式79株は、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

A種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	100,000	-	-	-	100,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100	-

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
藤田 博章	北海道苫小牧市	225,600	12.14
(株)JFLAホールディングス	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5番6号	223,800	12.04
(株)ダスキン	大阪府吹田市豊津町1番33号	145,100	7.81
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA GB (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	62,800	3.38
林 昭男	東京都千代田区	56,600	3.05
藤田 健次郎	北海道苫小牧市	43,900	2.36
藤田 竜太郎	北海道苫小牧市	43,600	2.35
フジタコーポレーション従業員持株会	北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号	29,400	1.58
行木 義輝	千葉県東金市	25,100	1.35
速水 善美	滋賀県近江八幡市	24,000	1.29
計	-	879,900	47.34

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は以下のとおりであります。

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
藤田 博章	北海道苫小牧市	2,256	12.83
(株)JFLAホールディングス	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5番6号	2,238	12.73
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA GB (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	628	3.57
林 昭男	東京都千代田区	566	3.22
(株)ダスキン	大阪府吹田市豊津町1番33号	451	2.57
藤田 健次郎	北海道苫小牧市	439	2.50
藤田 竜太郎	北海道苫小牧市	436	2.48
フジタコーポレーション従業員持株会	北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号	294	1.67
行木 義輝	千葉県東金市	251	1.43
速水 善美	滋賀県近江八幡市	240	1.37
計	-	7,799	44.37

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 100,000	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,757,900	17,579	-
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	1,858,500	-	-
総株主の議決権	-	17,579	-

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	79	-	79	-





企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 当社の取締役及び使用人は、社訓・経営理念・社是に基づき、法令、定款及び各種規程並びに社会規範を遵守し、職務を執行する。
  2. 代表取締役社長直属部門として内部監査室を設置し、被監査部門からの独立性を確保し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況や体制が適切であるかを定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
  3. 監査役は内部監査室との連携を図りつつ、独自の立場で遵守状況や体制が適切であるかを監視し、問題があれば取締役会に報告する。
  4. コンプライアンス上疑義のある行為について、使用人等からの通報を受け付ける内部通報制度を設ける。
- (2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  1. 取締役の職務執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書取扱規程等に基づいて適切に保管及び管理する。
  2. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  1. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、総務部の協力のもと社内規程を整備し、定期的に見直す。
  2. 取締役は月1回開催される業績検討会議に出席し、月次業績のレビューと改善策に関する経営のリスクマネジメントについて協議を行い、各部門長へ周知する。
  3. リスク情報等については、各部門長より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、担当部署にて情報共有、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
  4. 損失の危険が現実化した場合、又は、新たに生じたリスクについては、迅速かつ適切な対応をする。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  1. 当社は、原則として全ての取締役及び監査役が出席する定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  2. 取締役会は、法令に定められた事項のほか、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定、経営上の重要事実等の情報共有、業務執行報告を行うとともに、効率かつ適正に職務執行が行われるための体制の維持・向上を図る。
  3. 各部門においては、職務権限規程及び職務分掌規程に基づいて権限の移譲を行い、責任を明確にすることで、迅速性及び効率性を確保する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  1. 子会社の監督については、関係会社管理規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行について定期的に報告する体制を整備するとともに、当社と常に緊密な連携を保ちつつ、効率的に業務が執行できる体制を整備する。
  2. 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営リスクを把握し、当社と連携して管理体制を構築・運用する。
  3. 子会社の取締役及び使用人についても当社と同様の規程を適用し、それらが実効性のあるものとして運用されている状態を定着させる。
  4. 子会社の内部監査は当社が行い、適正な業務の運営状態を確保する。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて合理的な範囲で配置する。監査役が指定する補助すべき事項及び期間中は、当該使用人の人事異動・評価・処分等については、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
  2. 監査役は内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた内部監査室の使用人はその指示に関して監査役に報告する。

- (7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況、不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為、その他重要な事項等を監査役に報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるように協力する。
  2. 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  3. 監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、「内部通報者保護規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1. 監査役の監査費用は予め予算を計上しておき、職務の執行について生じる費用の前払、緊急又は臨時に支出した費用については、会社に請求することができる。
  2. 監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意する。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は監査役監査規程、監査役監査基準を定め、独立性・中立性を維持し、監査役監査の実効性を確保する。
  2. 監査役（又は監査役会）が取締役、執行役員、内部監査室との間で、定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室が行う内部監査等に同席する。
  3. 監査役は法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については会計監査人に意見を求める等、必要な連携を図る。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、内部監査室を中心に財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書及び各種規程を定め、財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用状況を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。
- (11) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針
1. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、反社会的勢力又は反社会的勢力と関わりがあると思われる個人又は企業からの不当な要求に対しては、法令及び社内規程に則り、毅然とした姿勢で組織的に対応し、断固として排除する。
  2. 当社の取引先が反社会的勢力と関わりがある個人、企業等であることが判明した場合には取引を解消する。
  3. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合は、適宜警察及び顧問弁護士等との外部機関と連携し、有事の際の体制を維持・整備する。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

#### 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め及び議決権の有無又はその内容の差異

(株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め)

当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としました。なお、A種優先株式については単元株式数を定めておりません。

(議決権の有無又はその内容の差異)

当社は、種類株式発行会社であり、普通株式及びA種優先株式を発行できる旨を定款に定めております。優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません。これは、A種優先株式が配当金の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

#### 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	藤田博章	1940年5月25日生	1964年4月 日本レイヨン(現ユニチカ株式会社)入社 1969年4月 フジタ産業株式会社専務取締役 1978年3月 有限会社ファミリーフーズ設立 代表取締役社長 1988年10月 フジタ産業株式会社代表取締役社長 1990年2月 有限会社ファミリーフーズを株式会社ファミリーフーズ(現当社)に組織変更 代表取締役社長 1993年10月 株式会社フジックス設立代表取締役社長 (現任) 2002年10月 フジタ産業株式会社取締役 2018年6月 北海道IR株式会社代表取締役社長 (現任) 2019年3月 当社取締役会長(現任)	(注)3	普通株式 225,600
代表取締役社長	遠藤大輔	1976年2月22日生	1998年4月 大阪ヒルトン株式会社入社 2001年9月 株式会社プライム・リンク (現株式会社アスラポート)入社 2016年2月 株式会社アスラポート・ダイニング (現株式会社JFLAホールディングス) 事業開発部長 2016年4月 株式会社プライムリンク(現株式会社アスラポート)取締役(現任) 2016年6月 当社取締役 2017年5月 スティルフーズ取締役(現任) 2018年6月 TBジャパン取締役(現任) 2019年3月 当社代表取締役社長(現任) 2019年6月 BENOIT JAPON代表取締役社長(現任)	(注)3	普通株式 -
専務取締役 経理・総務部門管掌	清水清作	1961年10月9日生	1988年4月 株式会社藍屋(現株式会社すかいらく ホールディングス)入社 1995年12月 当社入社 管理部次長 2001年1月 当社執行役員 管理部長 2001年9月 当社取締役 経理部長 2005年6月 当社常務取締役 2008年8月 当社専務取締役 経理・総務部門管掌 (現任)	(注)3	普通株式 5,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	齊藤 隆光	1973年8月31日生	2002年1月 国際キャピタル株式会社入社 2008年5月 阪神酒販株式会社入社 2009年1月 レゾナンスダイニング株式会社 (現株式会社アスラポート) 代表取締役社長 2009年11月 株式会社アスラポート・ダイニング (現株式会社JFLAホールディングス) 管理本部長 2015年6月 株式会社ドリームコーポレーション (現株式会社アルテゴ) 取締役 茨城乳業株式会社監査役 (現任) 2015年7月 T&S Enterprises(London) Limited 監査役 (現任) S.K.Y. Enterprise UK Limited 監査役 (現任) 2016年3月 レゾナンスダイニング株式会社 (現株式会社アスラポート) 代表取締役会長 株式会社小僧寿し 監査役 (現任) 2016年6月 株式会社弘乳舎 取締役 九州乳業株式会社 取締役 (現任) 株式会社フルッタフルッタ 取締役 株式会社アスラポート・ダイニング (現株式会社JFLAホールディングス) 取締役 (現任) 2017年3月 Atariya S.K.Y. GmbH 監査役 (現任) Sushi Bar Atari-Ya Limited 監査役 (現任) Atariya Foods Netherlands B.V. 監査役 (現任) 2017年4月 Atariya Foods Limited 監査役 (現任) 株式会社スティルフーズ 監査役 (現任) 2017年6月 株式会社弘乳舎 代表取締役社長 (現任) 2017年8月 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント (現株式会社アルテゴ) 取締役 (現任) 2017年9月 Atariya foods Retail(UK) Limited 監査役 (現任) 2018年5月 株式会社十徳 取締役 (現任) 2018年6月 株式会社TBジャパン 取締役 (現任) 2018年8月 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 監査役 (現任) 2018年12月 株式会社TOMONI ゆめ牧舎 代表取締役社長 (現任) 2019年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 3	普通株式 -
取締役	松原 淳二	1954年2月8日生	1977年4月 株式会社小僧寿し北海道本部入社 1982年10月 有限会社小僧ホービス 設立代表取締役社長 1996年2月 株式会社札幌海鮮丸 設立代表取締役社長 (現任) 2019年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 3	普通株式 -
常勤監査役	栗林 法正	1963年9月18日生	1982年4月 株式会社千歳第一 開建入社 1985年4月 当社入社 1997年2月 当社ミスタードーナツ事業部 課長 2014年7月 当社 外食第1事業部 北海道営業部長 2017年4月 当社 営業推進部長 2017年6月 当社 監査役 (現任)	(注) 4	普通株式 3,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	廣内 克規	1964年10月12日生	1992年10月 株式会社プライムタイム札幌入社 2004年12月 株式会社プライム・リンク (現株式会社アスラポート)入社 2009年4月 株式会社アスラポート・ダイニング (現株式会社JFLAホールディングス) 経営企画室長 2011年4月 株式会社アスラポート・ダイニング (現株式会社JFLAホールディングス) 事業開発部長 2018年6月 株式会社アスラポート・ダイニング (現株式会社JFLAホールディングス) 内部監査室長(現任) 2019年6月 当社監査役(現任)	(注)4	普通株式 -
監査役	木下 雄次	1962年11月16日生	1985年4月 キリン・シーグラム株式会社 (現キリンディステリャー株式会社) 入社 1996年9月 丸政商事株式会社専務取締役 1999年5月 同社代表取締役社長(現任) 2020年6月 当社監査役(現任)	(注)5	普通株式 -
計					普通株式 234,500

- (注) 1. 取締役齊藤隆光及び松原淳二は、社外取締役であります。
2. 監査役廣内克規及び木下雄次は、社外監査役であります。
3. 2020年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
4. 2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5. 監査役木下雄次は、監査役丹治敏男の補欠として就任し、2020年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
6. 監査役木下雄次は、取締役会長藤田博章の三親等以内の親族であります。
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名で、管理本部副本部長佐藤欣也、営業本部部長山本瑛、営業本部副本部長佐藤泰輔及び菊地勲で構成されております。
8. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
菊池 廣之	1942年3月6日生	1964年4月 野村證券株式会社入社 1972年7月 極東証券株式会社入社 1972年11月 極東証券株式会社 代表取締役副社長 1979年12月 極東証券株式会社 代表取締役社長 2012年4月 極東証券株式会社 代表取締役会長(現任) 2013年6月 極東プロパティ株式会社 代表取締役社長 (現任)	-

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役、社外監査役は各2名であります。

社外取締役齊藤隆光と当社との関係は、業務資本提携契約先である株式会社JFLAホールディングスの取締役及び連結子会社の代表取締役社長、取締役であります。

社外取締役松原淳二と当社との間には、原材料の販売等の取引があります。

社外監査役木下雄次と当社との間に取引関係はありません。

社外監査役廣内克規と当社との関係は、業務資本提携契約先である株式会社JFLAホールディングスの業務執行者であります。

社外取締役松原淳二を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する明確な基準は定めておりませんが、社外取締役には、当社が属する飲食業・小売業に関する知見を有し、経営への客観的な意見を頂ける人材であることが必要であると考えております。また、社外監査役には、当社経営陣からの独立した立場で経営者としての幅広い見識と長年の豊富な経験を元に、経営監視や適切な助言をいただくことが必要であると考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、毎月1回開催される取締役会及び業績検討会議等の重要な会議に出席し、自らの経験及び知見に基づいて、重要事項の審議や経営監視及び監督を行っております。また、社外監査役は毎月1回監査役会を開催し、取締役の職務執行状況や重要な意思決定に対する監査を客観的立場により行っております。内部監査室、監査役及び会計監査人とは必要の都度、相互の情報及び意見を交換して連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

### (3)【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）で、毎月1回以上監査役会を開催し、取締役の職務執行状況や重要な意思決定に関する監査を客観的立場より行っております。第三者的立場から不正や誤謬の防止を図り、経営陣による法令遵守の監視を行うとともに、取引の妥当性等の監査しております。

なお、常勤監査役栗林法正と監査役廣内克規は、長年にわたり飲食業に従事し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、監査役丹治敏男は、長年の経営者としての豊富な経験と見識を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
栗林 法正	16回	16回
廣内 克規	12回	10回
丹治 敏男	16回	15回

監査役会における主な検討事項として、当社は、店舗の出店や退店の判断及び投資が当社業績に与える影響が大きいため、これらの経営判断が適切に行われているか否か、取締役及び執行役員の職務執行の状況、経営計画の進捗状況が挙げられます。

また、常勤監査役の活動として、取締役及び執行役員へのヒアリング、内部監査部門の業務執行状況の確認やヒアリングを適宜行い、日常的な業務の執行状況の監督業務を行っております。

#### 内部監査の状況

当社における内部監査は、監査員2名で代表取締役社長の直属部門として被監査部門からの独立性を確保しております。効率的な監査を実行するために、「年間監査計画」を策定し、業務全般の内部監査を行っております。また、財務報告に係る内部統制の各業務プロセス等を社内の担当部門と協議・連携のうえ適宜見直したうえ、評価しております。

監査役会に対しては、内部監査及び内部統制評価の結果を定期的に監査役会に報告し、監査役監査の結果の報告を受けるなど、情報を共有しております。また、会計監査人とは内部統制の有効性と効率性、財務内容の適正開示、リスクマネジメントの検証等について必要の都度、相互の情報・意見交換を行って連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

清明監査法人

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 北倉 隆一

指定社員 業務執行社員 今村 敬

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は公認会計士3名であります。

e. 監査法人選定方針と理由

当社が監査法人を選任するにあたって、監査役会は会計監査人の独立性、専門性、会計監査人による監査活動の適切性を考慮して監査法人を選任することとしております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価は、監査活動の適切性・妥当性を評価し、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合に、会計監査人を解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,000	-	12,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案を元に、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積、当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をしております。



(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役の報酬等の額については、2002年6月25日開催の第24期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額12,000千円以内（使用人分の給与を含まない）と決議し、代表取締役が取締役会からの委任を受けて、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定いたします。また、個別の報酬等の額については、役割と責務に応じた、かつ、常勤、非常勤の別、企業業績等を総合的に勘案して決定しております。監査役の報酬等についても、取締役の報酬等と同様に2002年6月25日開催の第24期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額1,200千円以内と決議し、限度額の範囲内において常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	15,710	15,710	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	4,830	4,830	-	-	1
社外役員	2,400	2,400	-	-	3

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当社の事業との関連性の有無で区分し、関連性がないものを純投資目的、関連性があるものを純投資目的以外の目的での保有と位置づけております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有方針及び保有の合理性を検証する方法については定めていないものの、取引先との関係の維持・強化に資すると合理的判断される場合は、株式を政策的に保有いたします。事業環境の変化等により、保有の意義が薄れた株式については、縮減することとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	27,138
非上場株式以外の株式	3	8,408

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	3	1,626	取引先持株会を通じた取得及び株式 累積投資による取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	3,000
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度		前事業年度		保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	3,079.830	2,737.509	(保有目的) 取引銀行との関係の維持・強化 (定量的な保有効果)	有		
	2,981	3,156	(注) (株式数の増加) 株式累積投資による取得			
(株)モスフードサービス	809.892	808.942	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果)	有		
	2,029	2,176	(注) (株式数の増加) 取引先持株会を通じた取得			
(株)ダスキン	1,195.891	764.693	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果)	有		
	3,397	2,014	(注) (株式数の増加) 取引先持株会を通じた取得			

(注) 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性の検証方法について記載いたします。当社は、取引先との現在の状況と将来の見通しを含めて検証し、現在保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

保有目的が純投資目的である株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	27,138	2	30,138
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	906	-	(注)
非上場株式以外の株式	183	-	-

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。「以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、清明監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.9%
売上高基準	1.0%
利益基準	3.3%
利益剰余金基準	0.5%

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入、専門的な会計のノウハウを有する企業が行う研修へ参加しております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	284,907	360,160
売掛金	212,353	162,565
商品及び製品	15,075	14,400
原材料及び貯蔵品	43,545	44,431
前払費用	57,522	65,857
前払金	101	101
その他	49,332	16,328
貸倒引当金	12,200	-
流動資産合計	650,638	663,844
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	3,494,759	3,420,459
減価償却累計額	2,435,422	2,469,508
建物(純額)	1,059,337	950,950
構築物	180,463	179,891
減価償却累計額	156,863	159,011
構築物(純額)	23,600	20,880
機械及び装置	7,921	5,878
減価償却累計額	7,194	5,343
機械及び装置(純額)	726	535
車両運搬具	4,327	4,327
減価償却累計額	4,082	4,296
車両運搬具(純額)	244	30
工具、器具及び備品	789,091	780,198
減価償却累計額	680,906	673,848
工具、器具及び備品(純額)	108,185	106,350
土地	573,649	573,649
リース資産	24,261	20,868
減価償却累計額	11,884	12,664
リース資産(純額)	12,377	8,203
建設仮勘定	5,453	10,236
有形固定資産合計	1,783,573	1,670,836
<b>無形固定資産</b>		
借地権	140,000	140,000
商標権	256	208
ソフトウェア	378	586
のれん	6,998	5,383
リース資産	5,850	4,500
その他	6,443	5,972
無形固定資産合計	159,926	156,650

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	37,485	35,546
関係会社株式	25,000	25,000
出資金	159	162
長期貸付金	13,496	11,682
長期前払費用	18,295	16,774
敷金及び保証金	599,423	550,400
その他	9,221	9,221
貸倒引当金	12,098	8,971
投資その他の資産合計	690,981	639,815
固定資産合計	2,634,482	2,467,302
資産合計	3,285,120	3,131,147
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	153,229	167,304
短期借入金	290,871	279,911
1年内返済予定の長期借入金	162,965	1,399
リース債務	5,965	5,965
未払金	173,131	172,706
未払費用	15,856	8,747
未払法人税等	16,528	19,701
未払消費税等	22,659	50,610
前受金	19,085	19,373
預り金	28,479	20,302
資産除去債務	6,054	7,000
店舗閉鎖損失引当金	-	5,300
流動負債合計	894,826	758,322
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2,225,224	2,220,825
リース債務	13,719	7,754
長期未払金	20,897	15,638
長期預り金	78,248	91,544
資産除去債務	14,732	18,258
固定負債合計	2,352,823	2,354,021
負債合計	3,247,650	3,112,343

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	616,797	659,237
資本剰余金		
資本準備金	276,346	318,786
資本剰余金合計	276,346	318,786
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	854,537	958,410
利益剰余金合計	854,537	958,410
自己株式	53	53
株主資本合計	38,552	19,559
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,082	1,647
評価・換算差額等合計	1,082	1,647
新株予約権	-	891
純資産合計	37,470	18,803
負債純資産合計	3,285,120	3,131,147

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高		
飲食売上高	3,663,617	4,103,093
物販売上高	613,242	525,100
売上高合計	4,276,860	4,628,193
売上原価		
飲食売上原価	1,257,247	1,460,859
物販売上原価	276,039	220,195
売上原価合計	1,533,287	1,681,054
売上総利益	2,743,572	2,947,139
販売費及び一般管理費		
役員報酬	26,097	22,940
給与手当	1,205,019	1,266,205
法定福利費	87,471	94,142
福利厚生費	34,123	38,513
退職給付費用	7,676	7,453
ロイヤリティ	119,430	132,969
広告宣伝費	136,556	135,716
水道光熱費	243,421	240,411
支払手数料	155,295	159,895
租税公課	38,023	37,946
地代家賃	388,831	412,764
リース料	9,607	8,663
減価償却費	116,699	124,777
貸倒引当金繰入額	500	-
その他	251,884	272,110
販売費及び一般管理費合計	2,820,637	2,954,510
営業損失( )	77,065	7,370
営業外収益		
受取利息	616	256
受取配当金	1,068	1,091
不動産賃貸料	178,092	175,126
受取保険金	3,408	2,051
貸倒引当金戻入額	-	15,327
その他	9,583	6,031
営業外収益合計	192,769	199,885
営業外費用		
支払利息	64,391	60,375
不動産賃貸原価	138,780	135,229
その他	6,190	14,256
営業外費用合計	209,362	209,861
経常損失( )	93,658	17,347

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>特別利益</b>		
固定資産受贈益	9,978	-
固定資産売却益	1,518	7,927
資産除去債務戻入益	363	1,482
受取保険金	12,558	-
特別利益合計	24,418	9,409
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	29,445	22,173
固定資産売却損	39,071	3-
店舗閉鎖損失	413,730	436,834
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	5,300
減損損失	530,530	544,252
災害による損失	64,204	6-
本社移転費用	-	327
特別損失合計	66,983	88,888
税引前当期純損失( )	136,222	96,825
法人税、住民税及び事業税	6,369	7,047
法人税等合計	6,369	7,047
当期純損失( )	142,592	103,873



【飲食売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
期首原材料たな卸高		25,445		27,739	
当期原材料仕入高		1,263,035		1,464,432	
合計		1,288,481		1,492,172	
他勘定振替高		3,494		-	
期末原材料たな卸高		27,739		31,312	
飲食売上原価		1,257,247	100.0	1,460,859	100.0

他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項	目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
災害による損失		3,494千円	-千円
合	計	3,494	-

【物販売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
期首商品たな卸高		17,946		15,075	
当期商品仕入高		273,268		219,520	
合計		291,214		234,595	
他勘定振替高		99		-	
期末商品たな卸高		15,075		14,400	
物販売上原価		276,039	100.0	220,195	100.0

他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項	目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
災害による損失		99千円	-千円
合	計	99	-

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	555,002	214,551	214,551	711,944	711,944	53	57,555
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	61,795	61,795	61,795				123,590
当期純損失（ ）				142,592	142,592		142,592
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	61,795	61,795	61,795	142,592	142,592	-	19,002
当期末残高	616,797	276,346	276,346	854,537	854,537	53	38,552

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	89	89	57,645
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			123,590
当期純損失（ ）			142,592
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,172	1,172	1,172
当期変動額合計	1,172	1,172	20,174
当期末残高	1,082	1,082	37,470

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	616,797	276,346	276,346	854,537	854,537	53	38,552
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	42,440	42,440	42,440				84,880
当期純損失( )				103,873	103,873		103,873
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	42,440	42,440	42,440	103,873	103,873	-	18,993
当期末残高	659,237	318,786	318,786	958,410	958,410	53	19,559

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,082	1,082	-	37,470
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				84,880
当期純損失( )				103,873
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	565	565	891	325
当期変動額合計	565	565	891	18,667
当期末残高	1,647	1,647	891	18,803

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	136,222	96,825
減価償却費	155,622	166,109
減損損失	30,530	44,252
資産除去債務戻入益	363	1,482
固定資産受贈益	9,978	-
店舗閉鎖損失	13,730	36,834
店舗閉鎖損失引当金の増減額( は減少)	-	5,300
災害損失	4,204	-
受取保険金	12,558	-
受取利息及び受取配当金	1,684	1,347
支払利息	64,391	60,375
固定資産除売却損益( は益)	16,998	5,754
売上債権の増減額( は増加)	8,122	49,788
たな卸資産の増減額( は増加)	1,509	1,018
その他の流動資産の増減額( は増加)	8,662	27,665
仕入債務の増減額( は減少)	14,524	14,074
未払消費税等の増減額( は減少)	18,720	27,951
その他の流動負債の増減額( は減少)	12,196	24,786
預り保証金の増減額( は減少)	20,877	13,296
本社移転費用	-	327
貸倒引当金の増減額( は減少)	3,965	15,327
小計	92,553	299,433
利息及び配当金の受取額	1,684	1,347
利息の支払額	64,222	62,803
保険金の受取額	12,558	-
法人税等の支払額	6,113	6,377
本社移転費用の支払額	-	327
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,460	231,272
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	2,420	1,626
投資有価証券の償還による収入	-	3,000
有形固定資産の取得による支出	178,645	82,747
有形固定資産の売却による収入	76,180	16,000
無形固定資産の取得による支出	8,075	701
短期貸付金の増減額( は増加)	276	1,282
長期貸付金の回収による収入	29,595	1,814
敷金及び保証金の回収による収入	23,358	78,896
資産除去債務の履行による支出	3,850	4,572
その他投資の増減額( は増加)	62,758	69,896
投資活動によるキャッシュ・フロー	126,892	58,550

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	10,108	10,960
長期借入金の返済による支出	152,574	165,965
株式の発行による収入	123,590	85,771
リース債務の返済による支出	6,278	5,965
その他	350	350
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>45,720</b>	<b>97,469</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	136,152	75,252
現金及び現金同等物の期首残高	421,060	284,907
現金及び現金同等物の期末残高	284,907	360,160

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

売価還元法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 原材料、貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以前に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～40年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 店舗閉鎖損失引当金

閉店を決定した店舗について、店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

適用時期については、2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、現時点で未定であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融資産に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

適用時期については、2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準委員会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

適用時期については、2021年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記事項の充実を図るに際しては、関連する企業会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

適用時期については、2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。2021年3月期においては、2020年5月まで政府による緊急事態宣言や、各自治体の要請等に基づく店舗の営業自粛や営業時間短縮等の厳しい制約のもとで収益の大幅な減少が発生するものの、同年6月以降、2021年3月期の一定期間にかけて当該状況が正常化していくと仮定し、固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フロー等の会計上の見積りを行っております。



(貸借対照表関係)

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	371,832千円	345,413千円
土地	573,649	573,649
敷金及び保証金	93,780	42,946
投資有価証券	30,000	27,000
計	1,069,261	989,008

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金	146,728千円	124,379千円
長期借入金(1年内返済予定額を含む)	2,086,519	1,939,031
計	2,223,247	2,063,410

(損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
建物	1,518千円	7,927千円

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
建物	4,626千円	866千円
機械装置	-	21
工具、器具及び備品	1,297	984
その他	3,521	301
計	9,445	2,173

3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
建物	9,071千円	-千円

4 店舗閉鎖損失の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
固定資産		
建物	5,672千円	20,576千円
工具、器具及び備品	494	203
その他	7,563	16,054
計	13,730	36,834

## 5 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

地域	用途	種類	減損損失（千円）
北海道	店舗	建物、器具及び備品	9,558
宮城県	店舗	建物、器具及び備品	14,227
岩手県	店舗	建物、器具及び備品	5,591
神奈川県	店舗	建物、その他	1,153

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。

運営する店舗の一部については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、早期の黒字化が困難と予想されるため、グルーピング単位ごとの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（30,530千円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物26,705千円、工具、器具及び備品3,302千円及びその他522千円であります。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物については、固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って評価しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

地域	用途	種類	減損損失（千円）
北海道	店舗	建物、構築物、器具及び備品、その他	26,781
宮城県	店舗	建物、器具及び備品、その他	10,987
栃木県	店舗	建物、器具及び備品、その他	6,483

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。

運営する店舗の一部については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、早期の黒字化が困難と予想されるため、グルーピング単位ごとの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（44,252千円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物36,964千円、構築物790千円、工具、器具及び備品5,562千円及びその他934千円であります。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物については、固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って評価しております。

## 6 災害による損失

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2018年9月に発生した北海道胆振東部地震による商品及び原材料の廃棄、店舗の修繕費等を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,446,400	187,100	-	1,633,500
A種優先株式	100,000	-	-	100,000
合計	1,546,400	187,100	-	1,733,500
自己株式				
普通株式	79	-	-	79
合計	79	-	-	79

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加187,100株は、2018年10月1日を払込期日として発行した新株予約権の行使による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,633,500	125,000	-	1,758,500
A種優先株式	100,000	-	-	100,000
合計	1,733,500	125,000	-	1,858,500
自己株式				
普通株式	79	-	-	79
合計	79	-	-	79

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加125,000株は、2019年12月23日を払込期日として発行した新株予約権の行使による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
現金及び預金勘定	284,907千円	360,160千円
現金及び現金同等物	284,907	360,160

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、長期貸付金は、取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適切な債権管理を実施する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、当該リスクに関しては経理部において定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該敷金及び保証金については、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、リース債務及び長期未払金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、リース債務及び長期未払金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた当社の規則に従い、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、いずれも信用度の高い国内の金融機関に限定しており、契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	284,907	284,907	-
(2) 売掛金	212,353	212,353	-
(3) 投資有価証券	7,347	7,347	-
(4) 敷金及び保証金	13,767	13,689	78
(5) 長期貸付金	13,496		
貸倒引当金(*1)	3,127		
	10,368	10,368	-
(6) 長期未収入金(*2)	8,971		
貸倒引当金(*1)	8,971		
	-	-	-
資産計	528,744	528,666	78
(1) 買掛金	153,229	153,229	-
(2) 短期借入金	290,871	290,871	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	162,965	162,965	-
(4) 未払金	172,780	172,780	-
(5) 未払法人税等	16,528	16,528	-
(6) 未払消費税等	22,659	22,659	-
(7) リース債務(1年内返済予定額を含む)	19,685	18,648	1,037
(8) 長期未払金(1年内返済予定額を含む)	405	394	10
負債計	839,125	838,078	1,047
デリバティブ取引	-	-	-

(\*1)長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2)長期未収入金は、貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	360,160	360,160	-
(2) 売掛金	162,565	162,565	-
(3) 投資有価証券	8,408	8,408	-
(4) 敷金及び保証金	11,398	11,273	124
(5) 長期貸付金	11,682	11,682	-
(6) 長期未収入金(*1)	8,971		
貸倒引当金(*2)	8,971		
	-	-	-
資産計	554,213	554,088	124
(1) 買掛金	167,304	167,304	-
(2) 短期借入金	279,911	279,911	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,399	1,399	-
(4) 未払金	172,651	172,651	-
(5) 未払法人税等	19,701	19,701	-
(6) 未払消費税等	50,610	50,610	-
(7) リース債務(1年内返済予定額を含む)	13,719	13,130	589
(8) 長期未払金(1年内返済予定額を含む)	55	54	1
負債計	705,353	704,763	590
デリバティブ取引	-	-	-

(\*1)長期未収入金は、貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

(\*2)長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金（返還時期が確定しているもの）については、将来キャッシュ・フローを事業年度末から返済までの見積り期間に基づき、国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割りいた現在価値により算定しております。

(5)長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割りいた現在価値により算定しております。

(6)長期未収入金

長期未収入金は、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒引当額を算定しているため、時価は貸借対照表額から貸倒引当金を控除した金額と同額であり、当該価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、(4)未払金、(5)未払法人税等、(6)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)リース債務、(8)長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規リース契約及び新規割賦契約を行った場合に想定される利率で割りいた現在価値により算定しております。

なお、1年内返済予定の割賦債務は長期未払金に含めて記載しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式	30,138	27,138
関係会社株式	25,000	25,000
敷金及び保証金	585,655	539,002
長期借入金	2,225,224	2,220,825
長期未払金	20,842	15,638

非上場株式、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

敷金及び保証金については、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4)敷金及び保証金」には含めておりません。

長期借入金については、取引金融機関より返済の猶予を受けており、返済時期が未定であるため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の開示対象には含めておりません。

長期未払金については、支払時期が未定であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「負債(8)長期未払金」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	284,907	-	-	-
売掛金	212,353	-	-	-
長期貸付金	1,814	4,814	6,439	428
長期未収入金	-	8,971	-	-
敷金及び保証金	3,567	6,321	3,437	440
合計	502,642	20,107	9,876	868

（注）敷金及び保証金の一部については、残存期間を合理的に見込むことができないため、上表に記載しておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	360,160	-	-	-
売掛金	162,565	-	-	-
長期貸付金	8,913	2,768	-	-
長期未収入金	-	8,971	-	-
敷金及び保証金	1,883	6,321	2,939	253
合計	533,521	18,061	2,939	253

（注）敷金及び保証金の一部については、残存期間を合理的に見込むことができないため、上表に記載しておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及び長期未払金の有利子負債の決算日後の返済予定額  
前事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	290,871	-	-	-	-	-
長期借入金	162,965	-	-	-	-	-
リース債務	5,965	5,965	4,612	2,214	927	-
長期未払金	350	55	-	-	-	-
合計	460,152	6,020	4,612	2,214	927	-

（注）長期借入金（1年内返済予定額を除く）については、取引金融機関より返済の猶予を受けており、返済時期が未定であるため、上表に記載しておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	279,911	-	-	-	-	-
長期借入金	1,399	-	-	-	-	-
リース債務	5,965	4,612	2,214	927	-	-
長期未払金	55	-	-	-	-	-
合計	287,331	4,612	2,214	927	-	-

（注）長期借入金（1年内返済予定額を除く）については、取引金融機関より返済の猶予を受けており、返済時期が未定であるため、上表に記載しておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式

子会社株式(前事業年度及び当事業年度の貸借対照表計上額25,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

3. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) 株式	4,191	3,905	285
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	4,191	3,905	285
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	3,156	4,524	1,367
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,156	4,524	1,367
	合計	7,347	8,429	1,082

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額30,138千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

当事業年度(2020年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) 株式	3,397	2,978	419
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,397	2,978	419
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	5,010	7,077	2,066
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,010	7,077	2,066
	合計	8,408	10,056	1,647

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額27,138千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。



4. 売却した満期保有目的の債券  
前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
該当事項はありません。

5. 売却したその他有価証券  
前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
前事業年度（2019年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）  
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
前事業年度（2019年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）  
該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）7,676千円、当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）7,453千円であります。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,094千円	3,919千円
たな卸資産評価損	520	478
未払事業所税	1,065	1,065
貸倒引当金	15,016	10,347
長期未払金	6,348	4,763
減価償却超過額	14,201	14,932
店舗閉鎖損失引当金	-	1,614
税務上の繰越欠損金 (注)	244,332	269,967
その他有価証券評価差額金	329	501
その他	4,161	8,747
繰延税金資産小計	289,071	316,337
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	244,332	269,967
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	44,738	46,370
評価性引当額小計	289,071	316,337
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産(負債)の純額	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金( )	-	13,533	-	12,006	52,136	166,656	244,332
評価性引当額	-	13,533	-	12,006	52,136	166,656	244,332
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金( )	13,533	-	12,006	52,136	10,900	181,390	269,967
評価性引当額	13,533	-	12,006	52,136	10,900	181,390	269,967
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2019年3月31日)

税引前当期純損失を計上しておりますので、記載を省略しております。

当事業年度(2020年3月31日)

税引前当期純損失を計上しておりますので、記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗用物件の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

定期借地契約に伴う原状回復義務は、当該契約の期間に応じて使用期間を4年～17年と見積り、割引率は0.0%～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

また、当該債務のうち、関連する資産の使用見込期間が短く、短期で決済されるものについては、割引計算を行っておりません。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	15,623千円	20,786千円
新規不動産賃貸借契約等に伴う増加額	5,000	-
時の経過による調整額	26	25
資産除去債務の履行による減少額	3,850	4,572
不動産賃貸借契約の解約等に伴う減少額	2,066	1,482
その他増減額(は減少)	6,054	10,500
期末残高	20,786	25,258

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、不動産賃貸借契約に基づき使用する店舗等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でないため、当該債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、移転等による退去時期が明らかとなった店舗等を除いて、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社では、北海道及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的とした賃貸用の店舗物件(土地を含む)を所有しております。なお、賃貸店舗物件の一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賃貸等不動産		
貸借対照表計上額		
期首残高	494,479	480,690
期中増減額	13,789	23,663
期末残高	480,690	457,026
期末時価	482,024	473,251
賃貸等不動産として使用される部分を含む 不動産		
貸借対照表計上額		
期首残高	439,221	434,062
期中増減額	5,159	17,424
期末残高	434,062	416,638
期末時価	447,944	447,781

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前事業年度の主な増減額は取得(11,302千円)による増加、減価償却(25,091千円)による減少であります。当事業年度の主な増減額は取得(320千円)による増加、減価償却(23,983千円)による減少であります。
3. 賃貸等不動産として使用する部分を含む不動産の期中増減額のうち、前事業年度の主な増減額は取得(13,319千円)による増加及び減価償却(18,177千円)による減少であります。当事業年度の主な増減額は取得(535千円)による増加及び減価償却(17,959千円)による減少であります。
4. 当事業年度末の時価は、固定資産税評価額等を基礎に自社で算定した金額によっております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賃貸等不動産		
賃貸収益	120,460	119,365
賃貸費用	96,264	94,503
差額	24,196	24,861
賃貸等不動産として使用される部分を含む 不動産		
賃貸収益	57,632	55,761
賃貸費用	42,516	40,725
差額	15,115	15,035

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び商品を販売する店舗として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、部門別の営業部を置き、各営業部は、取り扱う商品・サービスについてフランチャイズ本部等の指導のもと包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、営業部を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「飲食部門」及び「物販部門」の2つを報告セグメントとしております。

「飲食部門」は、ファーストフードを含む飲食事業を、「物販部門」は、主に商品の販売及びインターネットカフェ運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)2	合計
	飲食	物販	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,663,617	613,242	4,276,860	-	4,276,860
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,663,617	613,242	4,276,860	-	4,276,860
セグメント利益又は損失( )	76,847	217	77,065	-	77,065
セグメント資産	1,183,502	193,038	1,376,540	1,908,580	3,285,120
その他の項目					
減価償却費	91,741	17,499	109,241	46,381	155,622
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	204,390	6,272	210,662	23,572	234,234

(注)1. セグメント利益又は損失( )は、損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに帰属しない主に本社資産であり、その関連費用は一定の按分比率により各報告セグメントで負担しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計
	飲食	物販	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,103,093	525,100	4,628,193	-	4,628,193
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	4,103,093	525,100	4,628,193	-	4,628,193
セグメント利益又は損失（ ）	9,882	2,512	7,370	-	7,370
セグメント資産	1,092,231	160,957	1,253,189	1,877,957	3,131,147
その他の項目					
減価償却費	105,305	15,956	121,262	44,846	166,109
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	117,718	4,320	122,039	1,168	123,208

（注）1．セグメント利益又は損失（ ）は、損益計算書の営業利益と一致しております。

2．「その他」の区分は、報告セグメントに帰属しない主に本社資産であり、その関連費用は一定の按分比率により各報告セグメントで負担しております。

#### 【関連情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を記載しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

一般消費者への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を記載しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

一般消費者への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	飲食	物販	その他	全社・消去	財務諸表計上額
減損損失	20,972	9,558	-	-	30,530

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	飲食	物販	その他	全社・消去	財務諸表計上額
減損損失	30,257	13,995	-	-	44,252

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	飲食	物販	その他	全社・消去	合計
当期償却額	1,076	-	-	-	1,076
当期末残高	6,998	-	-	-	6,998

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	飲食	物販	その他	全社・消去	合計
当期償却額	1,615	-	-	-	1,615
当期末残高	5,383	-	-	-	5,383

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	㈱JFLAホールディングス	東京都中央区	2,910,363	外食FC本部の運営	(被所有)直接21.7	業務資本提携	新株予約権の取得(注1)	162	-	-
							新株予約権の行使(注2)	45,513	-	-

(注) 1. 新株予約権の発行については、第三者機関の評価を勘案して決定しております。

2. 2018年9月14日開催の取締役会決議に基づく第2回新株予約権の行使であります。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

記載すべき事項はありません。

## (2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	藤田博章	-	-	取締役	(被所有)直接13.8	債務保証	資金借入に対する債務保証(注1)	130,704	-	-
役員が権半所して会社が議決過半を有している社	フジタ産業(株)	北海道苫小牧市	45,000	燃料等の販売	-	商品の購入等	燃料等の購入(注2)	29,035	未払金	37
							不動産の賃借(注3)	1,560	前払費用	140
							その他(注4)	4,288	未払金	2,518
								前払費用	42	

- (注) 1. 当社は金融機関からの資金借入に対して、当社取締役会長藤田博章より保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 燃料等の購入に係る取引条件は、一般の取引条件と同様であります。
3. 不動産の賃借については、近隣の賃貸借取引の実勢価格に基づき、交渉のうえ決定しております。
4. その他は主に店舗設備の保守に係る取引等であり、取引条件は、一般の取引条件と同様であります。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	藤田博章	-	-	取締役	(被所有)直接12.8	債務保証	資金借入に対する債務保証(注1)	122,099	-	-
役員及びその親が議決過半を有している会社等	フジタ産業(株)	北海道苫小牧市	45,000	燃料等の販売	-	商品の購入等	燃料等の購入(注2)	19,245	未払金	25
							不動産の賃借(注3)	130	-	-
							その他(注4)	2,770	未払金	1,403
								前払費用	42	

- (注) 1. 当社は金融機関からの資金借入に対して、当社取締役会長藤田博章より保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 燃料等の購入に係る取引条件は、一般の取引条件と同様であります。
3. 不動産の賃借については、近隣の賃貸借取引の実勢価格に基づき、交渉のうえ決定しております。
4. その他は主に店舗設備の保守に係る取引等であり、取引条件は、一般の取引条件と同様であります。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。



( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	41.95円	51.23円
1株当たり当期純損失( )	97.02円	64.23円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	37,470	18,803
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	106,000	108,891
(うちA種優先株式(千円))	(106,000)	(108,000)
(うち新株予約権(千円))	-	(891)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	68,529	90,087
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,633,421	1,758,421

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失( )(千円)	142,592	103,873
普通株主に帰属しない金額(千円)	2,000	2,000
(うち優先配当額(千円))	(2,000)	(2,000)
普通株式に係る当期純損失( )(千円)	144,592	105,873
期中平均株式数(株)	1,490,287	1,648,312

(重要な後発事象)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う2020年4月以降の店舗休業等による影響)

新型コロナウイルス感染症の拡大及び2020年4月7日の日本政府による緊急事態宣言及びそれに伴う各自治体の要請等に基づき、店舗の営業自粛や営業時間を短縮しており、売上高の減少の影響を受けております。

各店舗においては、営業自粛や営業短縮店舗の売上高及び一部の変動費用が減少している一方で、一部の固定費は発生している状況にあります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の収束の時期や、収束後の消費活動の停滞は不透明であり、翌事業年度以降の財政状態並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性が見込まれるものの、影響額を現時点において合理的に算定することは困難であります。

(新株予約権の権利行使)

2020年6月1日から6月19日までの間に、EVO FUNDが保有する第3回新株予約権について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりです。

1. 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 100,000株
2. 行使された新株予約権個数	100,000個
3. 発行価額の総額	50,600千円
4. 増加した資本金の額	25,462千円
5. 増加した資本準備金の額	25,462千円

この結果、2020年6月19日における資本金は684,699千円、発行済株式総数1,858,500株となっております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期末首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,494,759	63,841	138,141 (36,964)	3,420,459	2,469,508	107,113	950,950
構築物	180,463	219	790 (790)	179,891	159,011	2,148	20,880
機械及び装置	7,921	-	2,042	5,878	5,343	89	535
車両運搬具	4,327	-	-	4,327	4,296	213	30
工具、器具及び備品	789,091	48,209	57,102 (5,562)	780,198	673,848	42,083	106,350
土地	573,649	-	-	573,649	-	-	573,649
リース資産	24,261	-	3,393	20,868	12,664	4,173	8,203
建設仮勘定	5,453	10,236	5,453	10,236	-	-	10,236
有形固定資産計	5,079,926	122,507	206,925 (43,318)	4,995,508	3,324,672	155,821	1,670,836
無形固定資産							
借地権	140,000	-	-	140,000	-	-	140,000
商標権	537	-	-	537	329	48	208
ソフトウェア	930	701	228 (228)	1,402	815	263	586
のれん	8,075	-	-	8,075	2,691	1,615	5,383
リース資産	6,750	-	-	6,750	2,250	1,350	4,500
その他	6,443	-	471 (372)	5,972	-	-	5,972
無形固定資産計	162,736	701	699 (601)	162,737	6,086	3,277	156,650
長期前払費用	28,329	13,343	5,733 (333)	35,939	13,327	7,010	22,611 (5,387)

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：千円)

資産の種類	増加理由	飲食部門	物販部門	その他
建物	新規出店	21,121	-	-
	店舗内改装	29,141	2,459	-
	賃貸設備の改修	-	-	620
工具、器具及び備品	新規出店	24,785	-	-
	店舗内改装	21,244	1,861	-
	賃貸設備の改修	-	-	318
長期前払費用	新規出店	12,000	-	-

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

(単位：千円)

資産の種類	減少理由	飲食部門	物販部門	その他
建物	固定資産の売却	13,151	-	-
	店舗閉鎖による除売却等	65,274	15,888	-
	店舗内改装	6,052	810	-
工具、器具及び備品	固定資産の売却	2,936	-	-
	店舗閉鎖による除売却等	28,303	6,911	-
	店舗内改装	9,005	4,382	-

3. 当期減少額欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

4. 長期前払費用の差引当期末残高欄( )内の金額は、1年以内償却予定額(内)であり、貸借対照表上は流動資産の「前払費用」に含めて表示しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	290,871	279,911	2.46	-
1年以内に返済予定の長期借入金	162,965	1,399	2.80	-
1年以内に返済予定のリース債務	5,965	5,965	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,225,224	2,220,825	2.31	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,719	7,754	-	2021年～2023年
その他有利子負債				
未払金	350	55	-	-
長期未払金	55	-	-	-
計	2,699,151	2,515,911	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. その他有利子負債の未払金は、1年以内に返済予定の割賦債務であり、長期未払金は、1年以内に返済予定のものを除く割賦債務であります。

3. リース債務及び割賦債務の平均利率については、リース料総額及び割賦債務総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務及び割賦債務を貸借対照表に計上しているため、記載していません。

4. 長期借入金及びリース債務の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	4,612	2,214	927	-

なお、長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)については、取引金融機関より返済の猶予を受けており、返済時期が未定であるため記載していません。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	24,298	-	-	15,327	8,971
店舗閉鎖損失引当金	-	5,300	-	-	5,300

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	21,105
預金 普通預金	339,054
小計	339,054
合計	360,160

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)トモヒロコーポレーション	48,024
イオン北海道(株)	14,785
日本商業施設(株)	14,394
イオンモール(株)	6,696
アール&ディー(株)	6,081
その他	72,582
合計	162,565

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{366}{(B)}$
212,353	2,653,430	2,703,218	162,565	94.3	25.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．商品及び製品

品目	金額(千円)
商品	
Seria生活良品	12,373
スペースクリエイト自遊空間	1,819
宝くじ	207
合計	14,400

二．原材料及び貯蔵品

品目	金額（千円）
原材料	
ミスタードーナツ	9,774
ベビーフェイスプラネット	4,677
瑪蜜黛	4,021
牛角	2,836
かつてん	2,825
その他	7,178
小計	31,312
貯蔵品	
店舗消耗品等	13,118
小計	13,118
合計	44,431

固定資産

敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
(株)笛園	100,000
イオンモール(株)	35,000
ウオクニ(株)	29,360
生活協同組合コープさっぽろ	27,500
イオン北海道(株)	25,407
その他	333,132
合計	550,400

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
(株)ダスキン	67,843
サッポロウエシマコーヒー(株)	20,100
(株)モスフードサービス	14,086
(株)セリア	12,461
(株)コスト・イズ	8,712
その他	44,099
合計	167,304

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
未払給料	96,952
(株)ダスキン	35,881
静光産業(株)	4,037
未払事業所税	3,497
(株)アスラポート	2,828
その他	29,509
合計	172,706

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,104,941	2,312,736	3,520,971	4,628,193
税引前四半期純利益又は四半期(当期)純損失( ) (千円)	14,378	3,651	14,133	96,825
四半期純利益又は四半期(当期)純損失( ) (千円)	16,172	184	19,472	103,873
1株当たり四半期(当期)純損失( ) (円)	10.21	0.5	12.84	64.23

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失( ) (円)	10.21	9.71	12.34	50.14

決算日後の状況

特記事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都中央区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都中央区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社  株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 <a href="http://www.fujitacorp.co.jp">http://www.fujitacorp.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第41期）（自2018年4月1日 至2019年3月31日）2019年6月27日北海道財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日北海道財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

（第42期第1四半期）（自2019年4月1日 至2019年6月30日）2019年8月13日北海道財務局長に提出

（第42期第2四半期）（自2019年7月1日 至2019年9月30日）2019年11月12日北海道財務局長に提出

（第42期第3四半期）（自2019年10月1日 至2019年12月31日）2020年2月14日北海道財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

2019年6月28日北海道財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2020年2月14日北海道財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 有価証券届出書（第三者割当による増資）及びその添付書類

2019年11月29日北海道財務局長に提出

#### (6) 有価証券届出書の訂正届出書

2019年12月4日北海道財務局長に提出

2019年11月29日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

株式会社フジタコーポレーション

取締役会 御中

清明監査法人

北海道札幌市

指定社員 公認会計士 北倉 隆一 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今村 敬 印  
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジタコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジタコーポレーションの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジタコーポレーションの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社フジタコーポレーションが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。